

いきいき雪国やまがたの実現に向けた 総合的な雪対策の推進

【総務省 自治行政局地域自立応援課】
【国土交通省 国土政策局地方振興課】
【文部科学省研究開発局地震・防災研究課】

【提案事項】 予算拡充 制度改正 制度創設

短期集中的な降雪から住民の生命と財産を守る「雪に強いまちづくり」を推進するとともに、高齢化を伴う人口減少に対応した、持続可能な地域除排雪体制を構築するため、

- (1) 豪雪地帯安全確保緊急対策交付金について、本県のように独自の交付金制度を有する道府県に対しては、当該各地域が定める要件で活用可能な支援内容となるよう、制度の見直しを図ること
- (2) 高齢者世帯の間口除雪など、地域の実情に応じた多様な除排雪の取組みが効果的・継続的に展開されるよう、広域で登録・マッチングが可能な除雪ボランティアを活用できる仕組みを創設すること
- (3) 県民の雪害事故防止や除排雪作業の負担軽減につながるデジタル技術等のイノベーションの創出及び研究体制の強化を図ること

【提案の背景・現状】

- 全国有数の豪雪県である本県は、高齢化や過疎化が急速に進行しており、除排雪作業に係る負担の増加とともに、高齢者を中心に雪害事故が多数発生している。
- そうした中、政府は、本県を含む地方の雪対策に関する実情を受け止め、令和3年度「豪雪地帯安全確保緊急対策交付金」を創設している。

【山形県の取組み】

- 平成30年12月に総合的な雪対策の条例としては東日本で初めてとなる「いきいき雪国やまがた基本条例」を制定。令和2年3月には条例に基づき第4次雪対策基本計画を策定し、雪に関する施策を総合的に展開している。
- 地域における多様な雪対策の促進に向け、「いきいき雪国やまがた推進交付金」（平成24年度創設）による市町村への支援や、ボランティアの登録制度による担い手確保に取り組んでいる。

【解決すべき課題】

- 豪雪地帯安全確保緊急対策交付金を活用し、市町村と連携しながら雪対策を進めたいと考えている。現行の制度では、地域安全克雪方針の策定が必須であり、かつ、試行的取組みにのみ活用可能であるため、今後、既に雪対策事業を実施している市町村が幅広く活用できる仕組みとするべきである。
- 広域ボランティアのマッチング支援、高齢化が進む地域の実情に応じた除排雪体制の仕組みづくりの促進が大きな課題である。
- 雪害事故防止や作業の負担軽減の観点から、デジタル技術等のイノベーションの創出及び防災科学技術研究所雪氷防災研究センター新庄雪氷環境実験所や大学等を活用した、地域密着型の研究体制についての強化が求められている。

山形県における雪害事故の発生状況（過去10年間）

	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3
死傷者数	167	102	139	48	92	170	67	14	191	193
うち 死者数	14	3	7	3	5	16	10	0	14	12



<雪害事故の年齢割合（過去5年間）>
 ・雪害事故の被害者のうち約3/4が高齢者

いきいき雪国やまがた推進交付金

地域の実情に的確に対応した雪対策を推進するため、市町村が計画的に実施する取組みを支援



特徴1 安定的・継続的な財源の確保

克雪対策事業分	: 80 百万円	} 平成24年度より支援。 令和5年度は合計91百万円を県一般財源にて措置。
利雪・親雪対策事業分	: 5 百万円	
豪雪対策枠	: 6 百万円	

特徴2 多様な交付対象事業

克雪対策	要援護者対策	克雪対策	園芸産地雪害防止取組促進	
	地域のボランティア導入		道路除雪担い手確保	
	住民からの除雪依頼への対応向上		消融雪設備等導入支援	
	地域一斉除排雪			ICTを活用した除排雪の省力化・効率化
	除排雪資機材整備	利雪親雪	やまがた雪文化マイスター活動推進	
	空き家対策		雪を活用した観光誘客支援	
	排雪場所確保		雪を活かした地域づくり推進	
	流雪溝利用適正化	その他、雪対策を推進する事業		
	生活道路等共同除排雪	豪雪時は「豪雪対策枠」による追加交付		

同交付金は、**県内全35市町村**に活用されており、市町村からは、少額であっても支援メニューが幅広で使い勝手の良い制度であると評価されている。

雪国技術イノベーション

企業の製品開発の後押しをするため、令和元年度から産学官連携した雪国技術イノベーション研究会を開催。日東電工(株)では、雪や氷がテープの表面を滑り落ち、壁や屋根の着雪・落雪を防止できる「滑雪テープ」の実証実験を県内で実施中（酒田市・上山市）



（上山市での実証実験）

山形県担当部署：みらい企画創造部 移住定住・地域活力創生課 TEL：023-630-3118

被災者生活再建支援制度の充実

【内閣府政策統括官（防災担当）付参事官（被災者生活再建担当）】

【総務省自治行政局財政課】

【提案事項】 制度改正

現行の被災者生活再建支援制度の適用基準では、被災者の迅速な生活再建に結びつかない場合や被災者間に不均衡が生じる場合があり、制度の充実が必要であることから、

- (1) 支援金の支給対象を半壊まで拡大すること
- (2) 全壊等に対する被災者生活再建支援法の適用要件を見直し、同一災害により被害を受けた全ての市町村を一体として支援すること
- (3) 県と市町村が共同で行う独自の被災者生活再建支援制度への特別交付税措置について、対象を市町村にも拡大すること

【提案の背景・現状】

- 令和元年の山形県沖を震源とする地震では、940棟の住宅が被災し、同年の東日本台風では、本県を含め広い地域で被害が発生した。また、令和2年7月豪雨では住家被害が777棟、最大約1万人が避難し災害救助法を適用した。
- これらの災害により、県内で大きな被害が生じたにも関わらず、被災者生活再建支援法の基準を満たす市町村はなく、生活再建にあたり大きな負担となった。
- 更には、昨年8月の豪雨では、752棟の住家被害が12市町で確認されたものの、被災者生活再建支援法が適用されたのは2町にとどまり、同一災害でも、市町村毎の被害状況の違いにより、法適用に差が出る結果となった。

【山形県の取組み】

- 令和元年の山形県沖を震源とする地震及び東日本台風では半壊以上の被害となった世帯に対して、**県独自の見舞金を支給**した。令和2年7月豪雨では、見舞金の支給対象を**床上浸水まで拡大**し、222世帯に対して支給した。
- 山形県沖を震源とする地震では、生活を再建するうえで極めて重要である住宅の復旧について、被害の状況を踏まえ、**新たに、県・市町村による独自の「被災住宅復旧緊急支援事業」を実施**し、被災者の一刻も早い生活の再建に取り組んだ。
- 被災者間に不均衡が生じないよう、令和4年11月に、**政府の制度を補完する県と市町村が連携した独自の被災者生活再建支援制度を創設**し、令和4年8月の豪雨災害の被災者から適用・支援している。

【解決すべき課題】

- 半壊の場合、相応の費用がかかる場合があるにも関わらず、支援金の支給対象外となり迅速な生活再建に結び付かないため、**適用範囲を見直す必要がある**。
- 複数の都道府県・市町村に関係する災害にも関わらず、対象区域の適用基準次第で、制度が適用される市町村とされない市町村とが発生し、**被災者間に不均衡が生じる事例があるため、対象区域の適用基準を見直す必要がある**。
- 早期の生活再建のため、政府の制度を補完する地方自治体独自の制度が創設されているが、**特別交付税措置については都道府県のみとなっている**。

令和元年6月山形県沖を震源とする地震

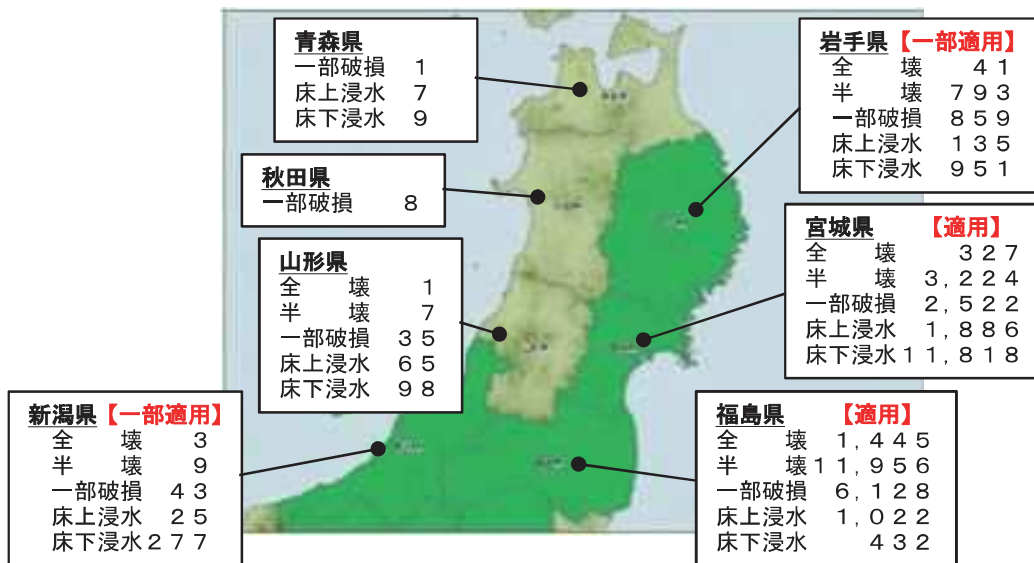
住宅の屋根瓦が破損・落下し、ブルーシートによる応急対応を実施（鶴岡市小岩川）



屋根瓦が落下した住宅と屋根瓦（鶴岡市小岩川）



令和元年東日本台風による被害状況及び適用状況（令和4年3月2日現在：最新報）



令和2年7月豪雨



冠水した道路と住宅の浸水被害（河北町押切）

令和4年8月の豪雨



落橋した大巻橋（飯豊町小白川）

鳥海山の観測体制の拡充、火山避難施設整備及び津波防災対策に係る財政支援の充実

【内閣府政策統括官（防災担当）付参事官（調査・企画担当）、同（防災計画担当）】
【文部科学省研究開発局地震・防災研究課】【総務省消防庁消防・救急課】
【国土交通省総合政策局、都市局、水管理・国土保全局】
【気象庁 地震火山部 管理課、火山監視課】

【提案事項】 予算拡充

常時観測火山における火山噴火や日本海沿岸地域における津波など、本県で想定される災害発生時に被害の防止・軽減を図るため、

- (1) 本県の常時観測火山（鳥海山）における観測体制の充実・強化に取り組むこと
- (2) 突発的な噴火から身を守るために必要な、退避壕や退避施設等の避難施設整備に対する財政支援を拡充すること
- (3) 津波防災対策への財政支援を拡充すること

【提案の背景・現状】

- 本県の常時観測火山である鳥海山では、国内有数の広い想定火口域に対応した十分な観測機器や避難施設が設置されていない。
- 御嶽山の噴火災害の教訓等を踏まえ、平成27年7月に活動火山対策特別措置法が一部改正され、火山監視観測体制の充実や噴火に備えた施設の整備などを推進することとされた。
- 津波防災地域づくり法に定める推進計画の作成については、市町村に対する財政支援がない。

【山形県の取組み】

- 県内では、火山毎に設置した火山防災協議会において、平常時から関係者が「顔の見える関係」を築き、警戒避難体制の検討を行っている。
- 平成27年10月に蔵王山、平成30年5月に吾妻山、平成30年10月に鳥海山において、噴火警戒レベルに応じた周辺住民、登山者・観光客等を対象とした避難計画を策定した。
- 平成31年3月に東北初となる津波災害警戒区域（イエローゾーン）の指定を遊佐町で行い、令和2年3月には酒田市・鶴岡市で指定した。
- 県では、津波災害警戒区域指定市町による避難路整備、避難誘導案内標識や避難路への夜間照明の設置に対し、独自の補助を実施している。

【解決すべき課題】

- 鳥海山の広い想定火口域に対応するための監視カメラや地震計の増設が必要である。
- 鳥海山において、避難施設となる山小屋の屋根の補強や退避壕等の設置が必要であるため、消防防災施設整備費補助金の避難施設整備に係る補助率の引上げ等、財政支援の拡充が必要である。
- 津波からの避難場所・避難路の整備について国庫負担割合の引上げや対象の拡大、市町村の推進計画作成のための財政支援の拡充が必要である。

庄内平野から望む鳥海山



<火山観測用望遠カメラ>



<退避壕（アーチカルバート型）>

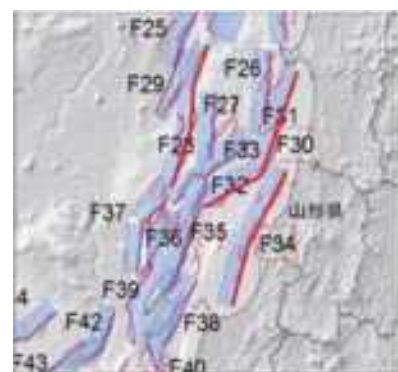


<鳥海山における強化が必要な観測機器の設置位置>



<津波発生時における避難行動パターンによる県内の人的被害の差異（死者数）>

避難行動パターン	単位	F30断層			F34断層		
		冬深夜	夏12時	冬18時	冬深夜	夏12時	冬18時
津波影響人口	人	10,280	11,710	10,630	10,250	11,410	10,480
人的被害(死者) ④早期避難者比率 が低い場合	人	2,610	3,070	2,830	5,060	3,130	4,580
人的被害(死者) ①全員が発災後すぐ に避難を開始した 場合	人	130	190	240	960	260	660
減少率 (小数点以下四捨五入)	%	95	94	92	81	92	86



災害対応力を強化するための男女双方の視点による 防災対策への支援

【内閣府政策統括官（防災担当）付参事官（避難生活担当）】

【内閣府男女共同参画局総務課】

【総務省消防庁国民保護・防災部防災課、地域防災室】

【提案事項】 予算創設

防災や減災、災害に強い社会を実現するためには、女性と男性が災害から受ける影響の違いなどに十分に配慮された女性の視点からの災害対応が行われることも重要であることから、

- (1) 防災分野への女性の参画や登用を促進するため、各種媒体による周知・啓発を持続的に行うなど、機運の醸成を図ること
- (2) 避難生活での男女のニーズの違いに配慮した避難所における安全・安心を確保するための生理用品などの備蓄や女性用トイレの設置といった環境整備に対する支援制度を創設すること

【提案の背景・現状】

- 本県でも令和2年7月や令和4年8月の豪雨災害において、避難所の開設を経験したことを受け、各市町村へアンケートを実施した結果、乳児用ミルク・生理用品などの備蓄や、授乳スペースや間仕切りの設置といったプライバシーの確保など、施設面で格差が生じ、女性への配慮が課題となった。
- 女性をはじめ、すべての人が平等に安全で健康的な避難生活を送りやすい設備や環境づくり（例：授乳室や着替え室の設置のためのパーテーション、夜間照明など）が必要であり、防災分野における女性の参画やその機運の醸成を図っていく必要がある。

【山形県の取組み】

- 防災主管課と男女共同参画主管課が連携し多様な視点からの避難所運営のポイントをまとめたチラシ「男女双方の視点で、みんなに優しい避難所づくり」を作成し周知・啓発に取り組んでいる。
- 「ダイバーシティ防災」に関する県防災フォーラムやセミナーの開催、県防災士会による「防災に関わる女性の視点 意見交換・交流会」を開催し周知・啓発を行っている。

【解決すべき課題】

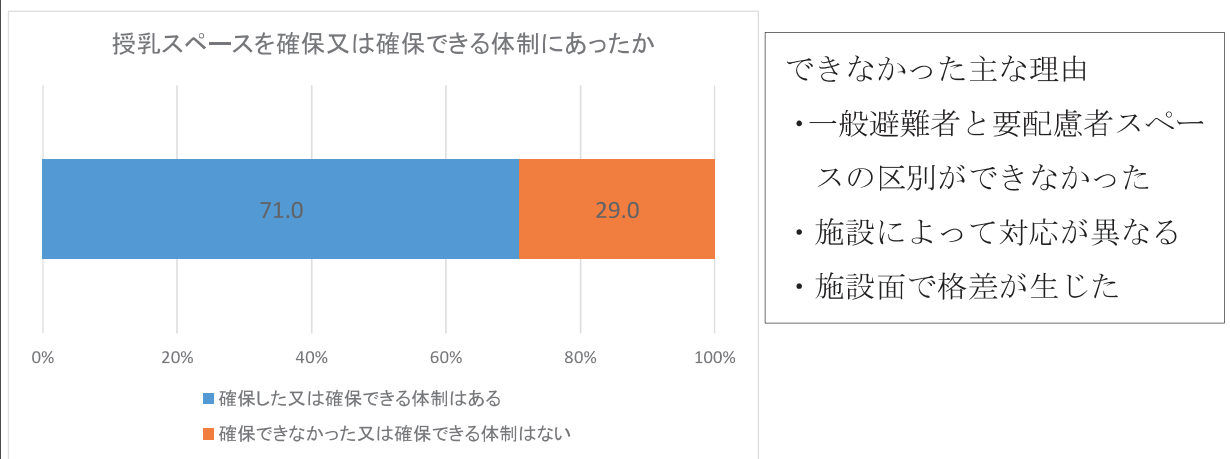
- 避難所における施設面での格差をなくすため、避難所の安全・安心を確保する備蓄や設備への支援が必要である。
- 災害対応において、特に避難所運営については、自主防災組織を始めとした住民主体の運営が基本となる中、女性と男性では災害時に受ける影響に違いがあることについての周知・啓発が必要である。
- 自主防災組織などの防災分野は、従来の自治会ベースで構成されるなど、中高年層の男性が多く、女性の声を届けにくいいため、防災分野における女性の参画や登用の必要性について、粘り強く持続的に啓発活動を続けていく必要がある。

◎防災主管課と男女共同参画主管課が連携し作成したチラシ

「男女双方の視点で、みんなに優しい避難所づくり」



◎令和2年7月豪雨における避難所運営に関するアンケート結果



山形県担当部署：防災くらし安心部 防災危機管理課

TEL：023-630-2230

しあわせ子育て応援部 多様性・女性若者活躍課 TEL：023-630-2674

消防力の充実・強化のための財政支援措置の拡充等

【総務省消防庁 消防・救急課、地域防災室】

【提案事項】 予算拡充 制度創設

全国的に自然災害が頻発化・激甚化する中、迅速かつ的確な対応のためには、地域の消防力の充実・強化が必要であることから、

- (1) 消防団員の報酬について地方交付税措置を拡充するとともに、年々減少傾向にある消防団員の確保のため、消防団協力事業所に対する税制優遇制度を創設すること
- (2) 消防学校の教育訓練用資機材及び実践的訓練施設の整備並びに市町村の消防防災施設の整備に対する補助制度の拡充を図ること

【提案の背景・現状】

- 令和3年4月の消防団員報酬等の基準策定に伴い地方財政措置が見直され、一般団員に係る普通交付税が拡充されたが、特別交付税は従前どおりとされた。面積が広大で集落が点在する県内市町村では、多くの団員を確保するため、実際の消防団員数に見合った交付税措置を求める声が上がっている。また、団員の被雇用者割合が8割を超える中、消防団活動の活性化のためには企業等の理解・協力が不可欠であるため、消防団協力事業所の増加に向けて、市町村からは、幅広い業種に恩恵が及ぶ税制優遇についての要望が寄せられている。
- 消防学校への財政措置は、一部を除き交付税措置であり、教育訓練用資機材や実火災体験型訓練装置（ホットトレーニング）など実践的訓練施設の整備財源の確保に苦慮している。また、市町村が整備する耐震性貯水槽の補助基準額は、実際の整備費を大きく下回っており、整備促進に向けて十分な支援とは言えない。

【山形県の取組み】

- 令和5年4月1日現在、県内で国基準どおりの年額報酬としているのは、35市町村のうち25市町村。また、消防団協力事業所に対して、入札優遇措置を県及び12市町村で導入している。なお、県独自の団員確保策として、団員が県内登録事業所から割引等を受けられる「やまがた消防団応援事業」を実施している。
- 消防学校では、県内消防本部が設備を更新する際に県へ譲渡してもらい、再利用することにより、教育訓練の維持を図っている。

【解決すべき課題】

- 多くの市町村が、国基準に沿って処遇改善に取り組めるよう、市町村の財政力や地理的条件に応じた特別交付税措置の拡充など更なる支援が必要である。また、消防団協力事業所の増加には、税制の優遇が有効であるが、税収減に直結するため、各自治体における取組みを拡大していくためには、減収補てん措置を創設する必要がある。
- 消防学校の教育訓練の充実に向けた補助制度や起債制度の拡充に加えて、消防庁が整備を推進する実火災体験型訓練装置等については、消防大学校施設の開放利用も有効と考えられる。また、市町村の消防防災施設については、整備促進に繋がるような十分な補助が必要である。

■人口 10 万人あたり消防団員数（令和 4 年 4 月 1 日）

	市部（13市）				町村部（22町村）			
	自治体名	団員数	人口	10万人あたり 団員数	自治体名	団員数	人口	10万人あたり 団員数
上位	尾花沢市	546	14,913	3,661	大蔵村	251	3,030	8,284
	新庄市	1,107	34,127	3,244	鮭川村	319	3,979	8,017
	村山市	685	22,652	3,024	舟形町	346	5,016	6,898
下位	天童市	997	61,496	1,621	河北町	466	17,636	2,642
	米沢市	782	78,118	1,001	中山町	255	10,897	2,340
	山形市	1,447	242,284	597	山辺町	251	13,895	1,806
	市部計	13,690	848,163	1,614	町村部計	8,594	208,519	4,121

普通交付税の単位費用算定基礎では、基準として、人口 10 万人あたりの消防団員を 583 人としているが、本県では区域面積が広い自治体が多く、この場合、集落も点在していることから、当基準を大幅に超える団員数を確保している。

山形県独自の消防団員確保策【やまがた消防団応援事業（H28.11～）】



- 県内の消防団員へ「消防団カード」を交付し、消防団員が県内の登録店舗・事業所などでカードを提示すると各種割引サービスなどの特典を受けられる。
- 登録店舗・事業所数は 388（令和 4 年 3 月 31 日現在）

■消防学校訓練車両



救助工作車
H3.3 購入(32 年間使用)
取得価格 3,200 万円
新規購入価格 15,548 万円

■耐震性貯水槽整備費用（山形県内市町村の例）



- 教育訓練に使用する消防車両の中には高額な車両もあり、また、校舎も老朽化が進んでいる。
- 厳しい財政状況の中で、消防学校の施設・設備の整備費用捻出は難しい。
- 消防防災施設整備費補助金における耐震性貯水槽の補助基準額は、工事費に比べ低額。
- そのため、補助率は2分の1だが、補助金交付額は、工事費の2～3割程度にとどまっている。

中小企業・小規模事業者に対する災害復旧支援制度の創設

【経済産業省中小企業庁経営支援部経営支援課、小規模企業振興課】

【提案事項】 制度創設

近年、自然災害が頻繁に発生しており、激甚災害指定基準に満たない災害であっても甚大な被害を受けた中小企業・小規模事業者が多く存在する。こうした災害から地域が復興し、発展していくためには、被災事業者の迅速な事業再開による地域経済の回復が重要な課題であり、事業者が被災後の復旧や事業再開のために行う施設・設備等の更新に対し、簡易な手続きで速やかに活用できる恒久的な補助事業制度を創設すること

【提案の背景・現状】

- 令和元年には山形県沖地震の発生により、庄内地域を中心に建物の損壊や製品落下による損害が多数発生し、令和2年及び4年においては、村山地域や置賜地域を中心とした豪雨災害により建物や設備の浸水被害が多数発生し、それぞれ100を超える事業者が被害を受けた。
- 近年の災害において、本県では中小企業者等の被害に係る激甚災害（本激・局激）の指定を受けていないものの、個々の事業者が甚大な被害を受けている事例もあり、そういった場合に事業者の復旧費用を補助する制度がない。

【山形県の取組み】

- 令和元年の山形県沖地震では、県の制度融資である商工業振興資金による無利子融資による金融支援や、「地方公共団体による小規模事業者支援推進事業費補助金」を活用した「山形県中小企業トータルサポート補助金」により、被災事業者の生産性向上等の取組みと設備の復旧を支援した。
- 令和2年7月豪雨では、低利融資による金融支援を行うとともに、中小企業庁の「なりわい再建補助金」を活用し、被災中小企業者の設備復旧を支援した。
- 令和4年8月の大雨では、発災直後に、低利融資による金融支援に加え、当面の復旧支援として原油価格・物価高騰支援給付金において被災事業者への上乗せ支援を実施。その後、令和5年度に「地方公共団体による小規模事業者支援推進事業費補助金」を活用し、被災した小規模事業者の設備の復旧等に対する補助事業「山形県中小企業パワーアップ補助金（被災事業者支援事業）」を創設。

【解決すべき課題】

- 地域の復興のためには、地域産業の担い手である中小・小規模事業者が災害から復旧し、事業を継続させていくことが不可欠であることから、迅速な事業再開に寄与する、施設や設備の復旧を補助する常設の災害復旧制度が必要である。
- 地域全体の被害額が局地激甚災害指定基準に達しない場合でも、地域経済の中核を担ってきた事業者が甚大な被害を受け、地域経済に大きな影響を及ぼす恐れがあることから、個々の事業者の被害状況に応じた支援制度が必要である。
- 経営体力に乏しく、自力での被災からの復旧が困難な中小・小規模事業者にとっては、被災したことで即事業継続困難となり、倒産や廃業に直結してしまう恐れがある。このことから、災害救助法の適用により自動的に復旧支援事業が発動するような、支援制度が必要である。

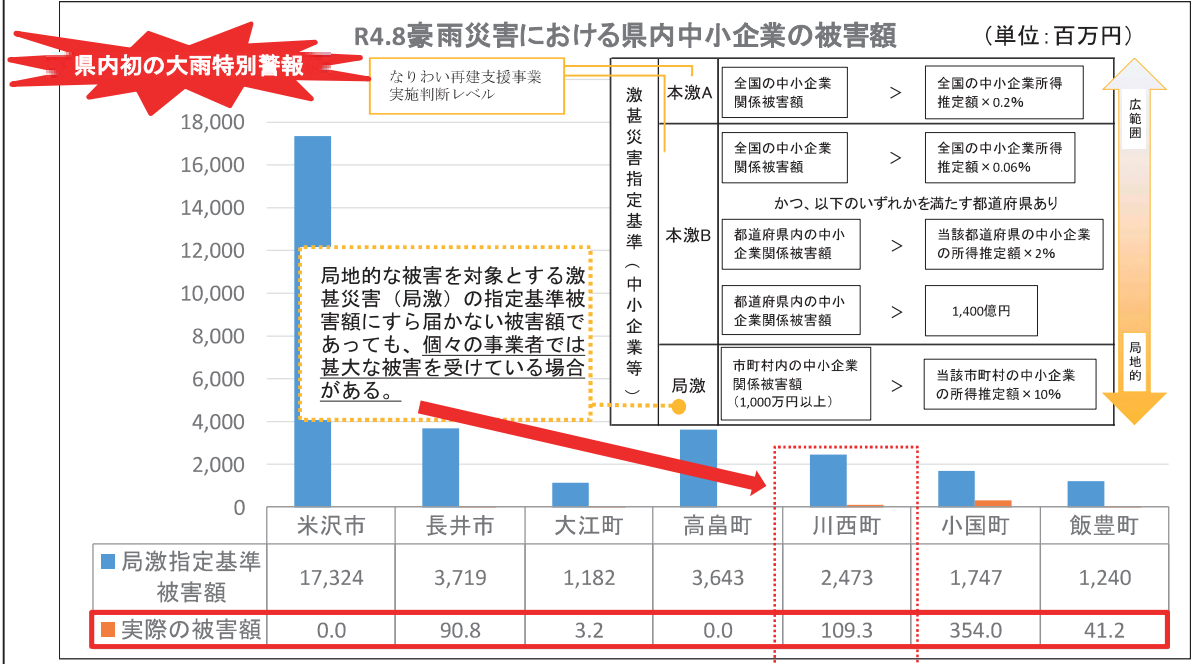
【本県における近年の災害及び政府による支援】

		R2豪雨災害	R4豪雨災害
激甚災害 ※中小企業等の被害への適用	本激 (基準適用県)	○ (熊本県)	×
	局激 (基準適用相当県)	○ (福岡県、大分県)	×
災害救助法 (適用県)		○ (山形県、長野県、岐阜県、島根県、福岡県、佐賀県、熊本県、大分県、鹿児島県)	○ (青森県、山形県、新潟県、石川県、福井県)
山形県の状況	商工業被害状況	約1,230百万円 県内15市町村173事業者 に被害	約700百万円 県内9市町村117事業者 に被害
	政府による 施設・設備復旧 補助の有無	○	×

●R4 豪雨災害では、R2 豪雨災害と同様に多くの商工業者に被害が及んだものの、政府による施設・設備復旧補助の支援の対象とならなかった。

※なりわい再建支援事業について、R2 豪雨災害では、激甚災害(本激)基準適用等の一定の要件を満たす県だけではなく、従来の事例では対象とならなかった局激基準相当の県及び災害救助法の適用となつた県にも対象が拡大された。

なりわい再建支援事業、被災小規模事業者再建事業 (持続化補助金)



○町全体の中小企業の被害額は局激指定基準被害額の 1 / 20 程度だが、町内のある事業者では、浸水により設備がほとんど使えなくなり、設備の復旧等、事業再建に多額の費用を要することから一時は事業継続が困難な状況に追い込まれた事例もある。今後、同等以上の災害に見舞われた場合、事業者にとって支えとなる復旧支援策がなければ、廃業せざるを得ない状況に追い込まれてしまう可能性が高い。



農山漁村地域の防災・減災、強靱化に向けた支援の強化

【農林水産省 大臣官房地方課、農村振興局設計課、水資源課、地域整備課、防災課】
【林野庁森林整備部治山課】【水産庁漁港漁場整備部計画課】

【提案事項】 予算拡充 制度拡充

近年、自然災害が激甚化・頻発化する中、防災・減災対策を加速化し、国土強靱化をしっかりと進めていく必要がある。本県では、近年、これまでには考えられない地震や豪雨による災害が発生していることから、

- (1) 政府の「防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策」**予算を安定的に確保しつつ、自治体の負担軽減に配慮すること**
- (2) 公共インフラの機能も担う**基幹水利施設の強靱化**に向け、整備補修などを十分に行えるよう**基幹水利施設管理事業制度を拡充すること** **新規**
- (3) **農村生活環境施設の災害復旧事業**について、農地・農業用施設の被災に関わらず対象とし、同じ要件となるよう**事業制度を拡充すること** **新規**
- (4) 計画的な治山施設の設置や長寿命化対策、土砂流出機能等の維持・向上のための森林整備など、災害に強い森林づくりを強力に進めるため、**治山対策に対する十分な予算を確保すること**
- (5) 防災・減災に資する浚渫など、**漁港機能の維持・確保に要する十分な予算を確保すること**

【提案の背景・現状】

- 政府の「防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策」は令和7年度までであり、防災・減災対策を強力に推進するために**継続した予算確保が必要**である。また、県や市町村の財政負担も大きいことから**軽減策が必要**である。
- 基幹水利施設は工業用水や上水へ供給されるなど農業用水供給にとどまらない役割を有しており、定期的な補修により維持管理され、その機能を発揮している。しかし、電気代高騰により**整備補修は後回しになっている状況**にある。
- 農村生活環境施設（集落排水施設等）の災害復旧については、200万円/か所以上の被害を受けた場合で、農地又は農業用施設と同一の災害により被災し、かつ災害復旧事業が実施されなければ、**事業対象にならない**。
- 突発的に発生する豪雨等により、**山地災害が多発**しており、治山事業での早期復旧が求められている。また、治山施設の点検・診断の結果、老朽化し機能が低下した**施設の長寿命化対策**が必要となっている。
- 気象災害や冬季風浪等に備えるためには、**災害の予防にもつなげる継続的な浚渫などが必要**となるが、小規模な漁港にも対応する政府の予算が十分に確保されていない。

【山形県の取組み】

- 「事前防災及び減災等のための山形県強靱化計画」を策定し、**防災重点農業用ため池の補強や治山施設の長寿命化対策等**を集中的に実施している。
- 令和4年12月に鶴岡市で起きた土砂災害において、集落排水施設も被災したが、**政府の災害復旧事業の対象とならず**、市単独予算で復旧を行っている。
- 県や市町が管理する小規模な漁港は、**単独予算により維持管理**を行っている。

【解決すべき課題】

- 公益性の高い施設の強靱化を着実かつ強力に推進するため、政府の強靱化対策予算の安定確保、地域防災に直結するため池などの施設整備費の確保とICT設備の導入推進策の強化、自治体の負担軽減が必要である。
- 基幹水利施設管理事業による管理経費の確実な確保と、現状30%である国庫負担率の引上げ、施設強化費への充当、及び地方財政措置の適用が必要である。
- 農村生活環境施設についても、農地・農業用施設の災害と同じように、40万円/か所以上の被害を受けた場合は、事業の対象とする制度拡充が必要である。
- 森林の持つ公益的機能を持続的かつ高度に発揮し、災害に強い森林づくりを進めるためには、計画的な治山施設の設置や長寿命化対策、森林整備等を確実に実行する必要がある、そのためには十分な予算確保が必要である。
- 防災・減災に資する浚渫など、小規模な漁港の機能の維持・確保のためには政府の十分な予算確保が必要である。

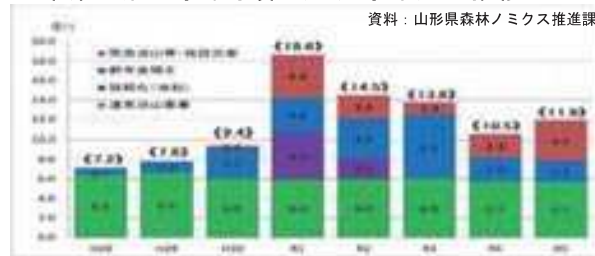
○本県の耕地公共事業予算の推移



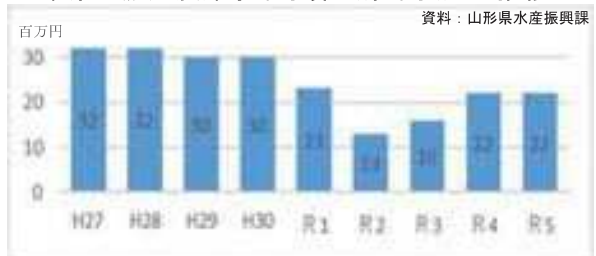
・令和2年度以降の補正予算に強靱化予算が継続的に配分され、補正予算全体の約1/2を占める。

●年間約50億円の強靱化予算により公益性の高い施設の強靱化を着実かつ強力に推進

○本県の治山事業予算（公共事業）の推移



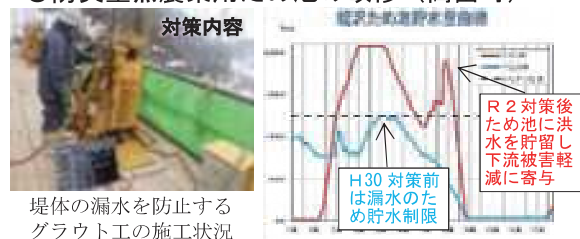
○本県の漁港浚渫事業予算（県単独）の推移



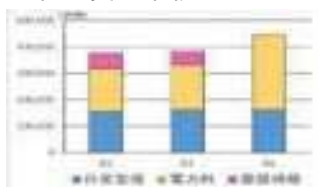
○令和4年8月豪雨災害の被災状況



○防災重点農業用ため池の改修（高島町）



○県管理施設における管理費の推移



管理費全体でも右肩上がりであるが、R5は電力料の大幅な上昇が見込まれ、整備補修費の確保が困難な状況

○鶴岡市西目の土砂災害



土砂崩落により集落排水施設が被災したが、災害復旧事業要件に該当しない。

○治山施設の長寿命化対策



○吹浦漁港（遊佐町）の堆砂状況



山形県担当部署：農林水産部 農村計画課 TEL：023-630-2539
 農村整備課 TEL：023-630-2157
 森林ノミクス推進課 TEL：023-630-2532
 水産振興課 TEL：023-630-3297

防災・減災、国土強靱化の継続・推進

【内閣官房国土強靱化推進室】【総務省自治財政局地方債課】
【国土交通省総合政策局公共事業企画調整課】

【提案事項】 予算拡充 技術開発

激甚化・頻発化する災害に対し、令和7年度までの「防災・減災、国土靱化のための5か年加速化対策」の予算の活用により「やまがた強靱化」を推進しているものの、未対策箇所が数多く残ることから、

- (1) 5か年加速化対策の各年度の予算を十分に確保した上で、令和8年度以降も、引き続き国土強靱化に必要な財源を通常予算とは別枠で計画的かつ安定的に確保し、地方財政措置も継続すること
- (2) 土砂災害警戒区域の現状リスク等を把握するための点検技術や、AIカメラ等の災害の早期発見に関する技術、危険性周知に関する技術について、実用化に向けた技術開発を推進すること

【提案の背景・現状】

- 本県においては、令和2年7月豪雨による災害、令和4年8月の大雨による災害、及び、令和4年12月に発生した鶴岡市西目地区の土砂災害など、近年は、非常に高い頻度で大規模な災害が発生し、尊い人命や財産が失われている。
- 令和7年度で終了する「5か年加速化対策」予算を活用し、防災・減災対策を進めているものの、多くの未対策箇所が残る見込みである。
- 本県の土砂災害警戒区域内では、住民を守るハード対策が追いついていないため、危険箇所を点検し、住民へ危険性を周知していく必要がある。
- 令和4年8月の大雨の際、橋梁が流失していることに気づかずに車両が河川に落下し、運転していた1名が現在も行方不明となっていることから、災害を早期に発見し、危険性を周知する手法が必要である。

【山形県の取組み】

- 「事前防災及び減災等のための山形県強靱化計画」(H27策定、R2改定)に基づき「5か年加速化対策」予算を活用しながら「やまがた強靱化」を進めている。
- 「一級河川菰生川」において、強靱化予算を活用した河川整備が完了した箇所については、令和4年8月の大雨の際も大きな被害は発生しなかった。
- 土砂災害警戒区域の点検を、国・県・市町村・住民等が連携して行っている。
- 大雨警報発令時等は、緊急パトロールにより現状把握に努めているが、災害発生を確認し、交通規制や情報周知を行うまでに時間を要する場合もある。

【解決すべき課題】

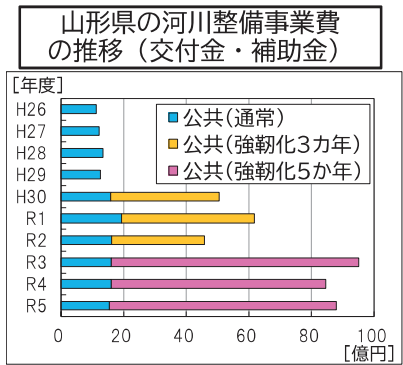
- 「やまがた強靱化」を着実に進めていくために、「防災・減災、国土強靱化5か年加速化対策」予算の安定的かつ十分な措置が必要である。
- 「5か年加速化対策」終了後も、本県では、河川整備や土砂災害対策、道路法面の保護など、公共土木施設における強靱化対策を継続していく必要がある。
- 本県の土砂災害警戒区域は5千箇所以上あり、全ての区域の点検が現状では困難であることから、点検への支援が必要である。
- 豪雨等の異常気象時や緊急的な災害が発生した際には、異常を早期に発見・周知し、人命にかかわる災害を未然に防止する必要がある。

近年の頻発化・激甚化する災害の状況



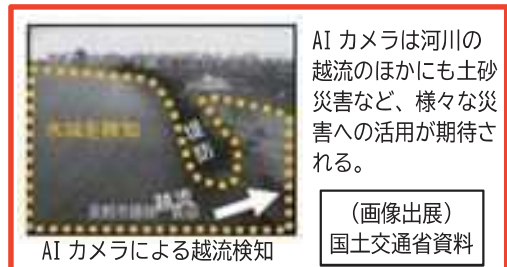
<一級河川萩生川 (山形県西置賜郡飯豊町) における強靱化対策の効果事例>

- ◆強靱化対策完了区間 ⇒ 令和 4 年 8 月の大雨においても氾濫・決壊なし
- ◆強靱化対策未了区間 ⇒ 令和 4 年 8 月の大雨により大規模な浸水被害が発生

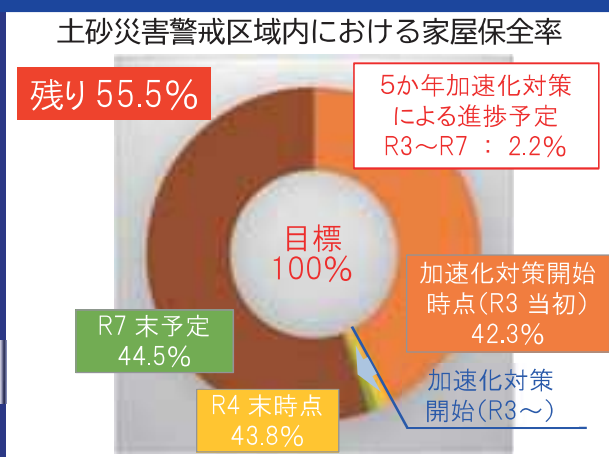
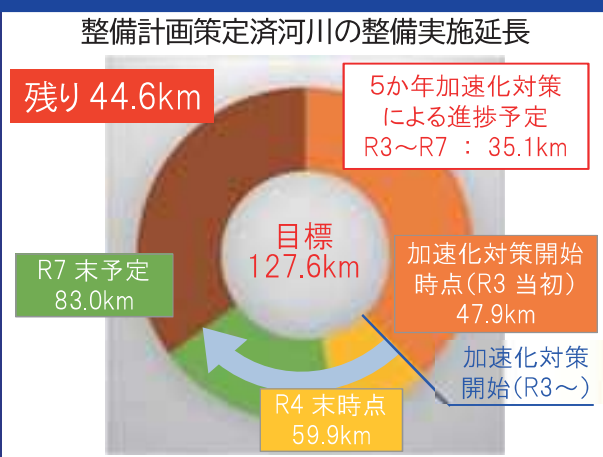


◆萩生川河川改修事業における事業進捗の状況

事業期間	事業費		
当初 (強靱化なし) H9~R6	約 23 億円	通常交付金 約 18 億円	0.8 億円 / 年 (H 9~H30)
変更 (強靱化あり) H9~R1		3 か年緊急対策 約 5 億円	2.5 億円 / 年 (H30~R 1)



山形県における防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策予算を活用した強靱化対策の進捗状況



流域治水の着実な推進

【国土交通省 水管理・国土保全局 河川計画課、治水課、河川環境課】
【総務省 自治財務局 地方債課】

【提案事項】 予算拡充

気候変動により激甚化・頻発化する水災害から県民の暮らしを守るには、あらゆる関係者による「流域治水」の着実な推進が必要であることから、

- (1) 令和2年7月及び令和4年8月の豪雨を踏まえた「最上川緊急治水対策プロジェクト」に基づき、最上川本川の河川整備を着実に実施すること
- (2) 県が管理する最上川の支川等の河川整備を着実に実施できるよう「防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策」等の予算を確実に措置するとともに、河川に堆積した土砂等を継続的に撤去できるよう、「緊急浚渫推進事業債」や「緊急自然災害防止対策事業債」の継続を図ること

【提案の背景・現状】

- 令和2年7月豪雨で浸水被害が発生した最上川では、「最上川中流・上流緊急治水対策プロジェクト」に基づく国による河川整備が進められている。
- こうした中、令和4年8月の大雨では、再び上流域で浸水被害が発生した。
- このため、「最上川上流（置賜地域）緊急治水対策プロジェクト」を追加策定（令和4年12月）したところであり、県民の安全・安心の確保のため、2つの緊急治水対策プロジェクトを着実に進めていくことが求められている。
- 県においても、最上川の支川等の河川整備や堆積土砂撤去等のハード対策に取り組んでいるが、こうした事業に活用している国土強靱化予算や地方債は、期限が定められた財源である。

【山形県の取組み】

- 国土交通省や沿川市町村とともに「流域治水協議会」を組織し、ハード・ソフト一体となった流域治水の推進に取り組んでいるほか、流域内における流出抑制の本格的実践に向け、田んぼダムの取組み拡大や特定都市河川制度を活用した治水対策などについて、具体的な検討を進めている。
- 令和2年7月豪雨等を踏まえ、国土強靱化予算等を活用した集中的な河川整備を進めるとともに、令和4年8月の大雨で甚大な被害が発生した河川では、再度災害防止に向け、災害復旧助成事業等による河川整備に取り組んでいる。
- 河川の流下能力を安定的に確保するため、「河川流下能力向上・持続化対策計画」を策定し、「緊急浚渫推進事業債」や「緊急自然災害防止対策事業債」を財源として、計画的な堆積土砂撤去や土砂の流出抑制に取り組んでいる。

【解決すべき課題】

- 最上川沿川における浸水被害を防止するため、緊急治水対策プロジェクトに基づく最上川の河川整備を着実に進めていただくことが必要である。
- 県が取り組むハード対策を計画的に実施するには、「防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策」等の予算の確実な措置、「緊急浚渫推進事業債」や「緊急自然災害防止対策事業債」の継続が必要である。

最上川緊急治水対策プロジェクトに基づく最上川本川の河川整備



最上川中流・上流緊急治水対策プロジェクト

【令和2年7月豪雨対応】
 全体事業費：約656億円（国：約568億円 / 県：約88億円）
 事業期間：令和2年度～令和11年度



最上川上流(置賜地域)緊急治水対策プロジェクト

【令和4年8月豪雨対応】
 全体事業費：約102億円
 （国：約21億円 / 県：約81億円）
 事業期間：令和4年度～令和7年度



県管理河川における河川整備・流下能力の確保

令和2年7月豪雨等を踏まえた河川整備



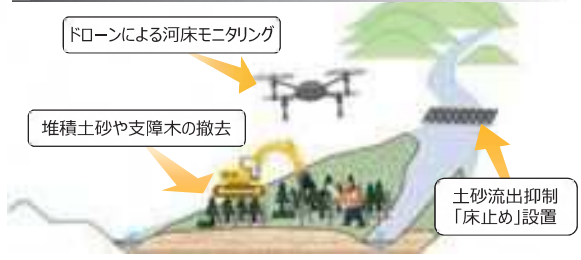
令和4年8月豪雨を踏まえた河川整備(災害復旧助成事業等)



— 県が整備に取り組む河川 —



河川流下能力向上・持続化計画(R4~R7)



— 堆積土砂や支障木の撤去による効果 —

山形県担当部署：県土整備部 河川課 TEL：023-630-2615

雪国における強靱化の効果をさらに高める対策の拡充

【国土交通省 道路局 環境安全・防災課】【国土交通省 航空局】

【提案事項】**予算拡充** **制度創設**

近年、短期集中的な降雪の頻発により交通障害が多発し、地域の生活や社会・経済活動に多大な影響が生じている。冬期間の交通ネットワークを確保するためには、除雪機械等の計画的な更新、健全な舗装の維持、安定的な予算の確保が必要であることから、

- (1) 道路の除排雪や**除雪機械の更新**等について、確実な予算措置のため、個別補助化を図るなど、**雪対策経費に対する財政支援を拡充**すること
- (2) 5か年加速化対策などにより、**雪寒施設整備へ確実な予算措置**を行うこと
- (3) **積雪寒冷地特有の舗装の損傷・劣化等の維持修繕・更新**に対し、**確実な予算措置**を行うこと
- (4) 首都圏などとの航空ネットワークを維持し、安全な空港運営を行うため、**除雪機械及び消防車両の更新**に対する**補助制度の創設**を行うこと

【提案の背景・現状】

- **除雪機械は老朽化に伴う故障が頻発**しており、突発的な故障や修理の長期化などから除雪機械が不足し、県・市町村道の**除雪に支障**をきたしている。
- 設置後30年超の防雪柵は全体の約3割で、10年後は7割超が見込まれる。また、老朽した防雪柵の増加で修繕箇所が増加し、十分に修繕が行えていない。
- 積雪寒冷地の舗装は**路面の凍結融解とチェーン装着大型車の通行**等で**損傷しやすく**、3月のポットホール管理瑕疵件数は温暖地域の**約8倍にも及んでいる**。
- 積雪寒冷地にある県内の空港には、多くの除雪機械や消防車両が必要であるが、**毎年の更新費用が全て地方負担のため、大きな財政負担**になっている。

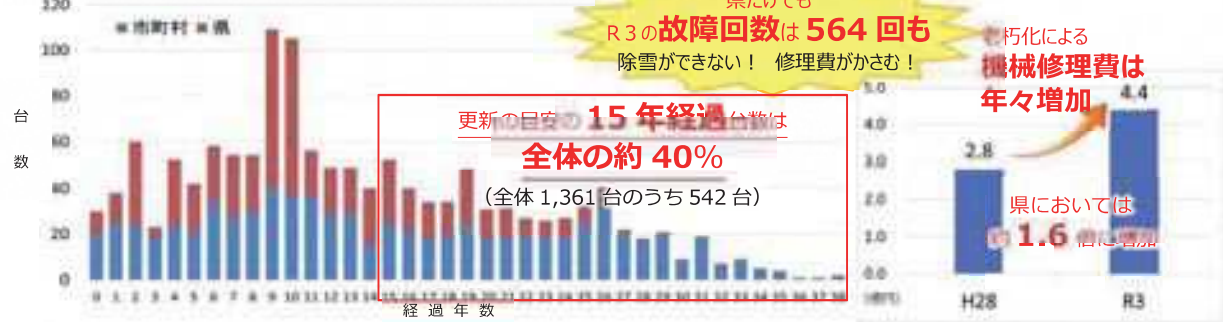
【山形県の取組み】

- 更新されない除雪機械は、止むを得ず対症的に修理を行っている。
- 防雪柵は毎年降雪前の設置時に点検を行い、その都度修繕を行っている。
- 令和2年度の職員によるポットホール修繕は6,518箇所である。なお、2年度から舗装の設計期間を10年から20年に見直し、舗装の強度向上を図っている。
- 除雪機械は山形空港に14台、庄内空港に13台、消防車両は山形空港に2台、庄内空港に3台あり、**計画的に更新しているものの更新時期が長期化**している。

【解決すべき課題】

- 県民経済・生活を支える交通ネットワークの効果を冬期間にも十分発揮させるためには、**除雪機械の更新・増強に対する重点的な予算配分が必要**である。
- 交通障害の発生を防ぐためには、「**5か年加速化対策**」などにより**雪寒事業の財源を確実に確保**し、雪寒施設のメンテナンスサイクルを確立する必要がある。
- 気象及び通行条件による**舗装等の道路施設の損傷が著しい**ことを踏まえ、**舗装等の道路施設の維持修繕・更新**に対する**支援が必要**である。
- 冬期の国内定期便や、国外からのチャーター便を安定的に受け入れるためには、**除雪機械及び消防車両の適切な更新が必要**であり、**政府の支援が必要**である。

◎除雪機械の適切な更新ができない状況



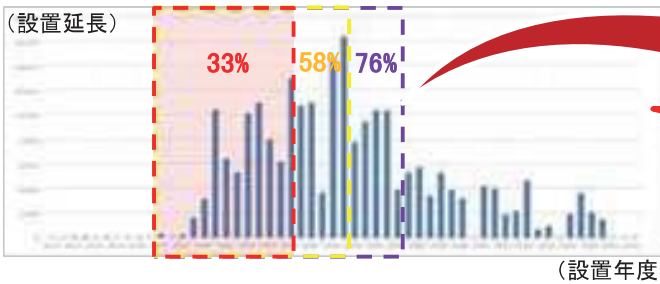
◎防雪柵の腐食状況写真 (30年以上経過)



◎防雪柵破損状況写真 (30年以上経過)



◎山形県の年度毎防雪柵設置延長

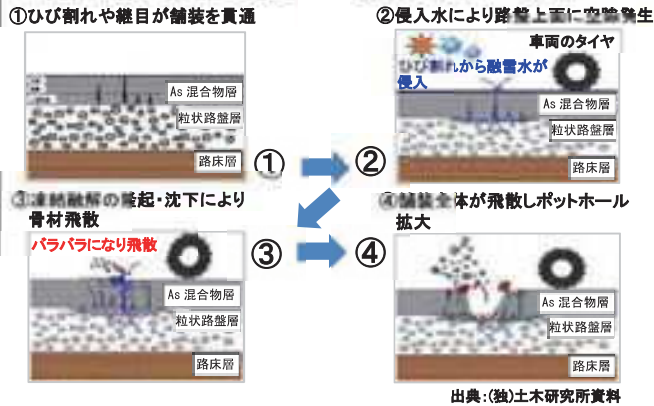


10年後には設置後30年超の柵が全体の7割を超える

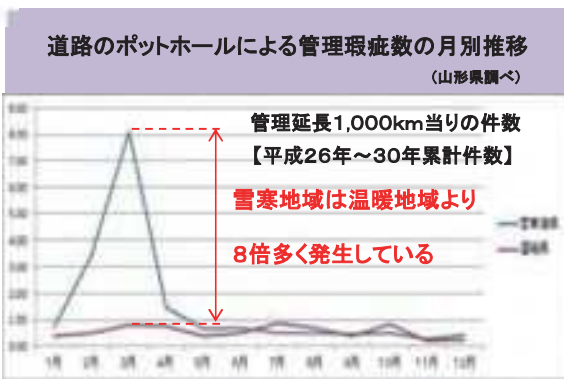
計画的な更新が必要だが財源が乏しい

設置後30年超の割合
R4→33%、R9→58%、R14→76%

◎融雪期に発生する舗装損傷のメカニズム



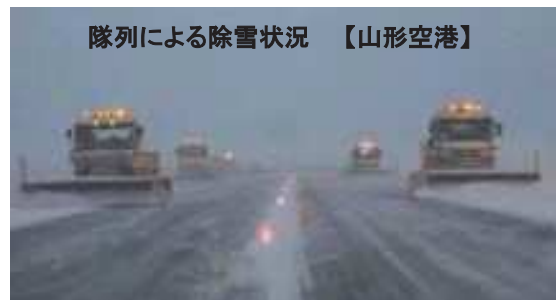
◎管理瑕疵数の月別推移



◎令和3年度空港除雪関係費 (県単独費)

除雪機械等更新費	116 百万円	233 百万円
除雪作業費	117 百万円	

※毎年大きな財政負担になっている



山形県担当部署： 県土整備部 道路保全課
県土整備部 空港港湾課

TEL：023-630-2904
TEL：023-630-2447

地域の実情に応じた車両・装備品等の配備

【警察庁 警備局 警備第二課、警備第三課】

【提案事項】 制度創設 予算拡充

令和4年7月、安倍元総理大臣に対する銃撃事件が発生し、また、同年8月の豪雨災害等、近年、豪雨や台風等気象災害が激甚化、頻発化し、甚大な被害が発生しており、**県民の安全安心を実現するため、地域の気候等の実情に応じた車両・装備品等の充実強化が必要であることから、**

- (1) 警察庁から配備される警察車両については、**全国一律の仕様ではなく、豪雪地帯には四輪駆動車を配備する旨の基準を新たに設けること**
- (2) 県警へりが法定点検等により稼働できない場合の**民間機リースによる補完措置、救命ゴムボートの新規配備や操舵資格を有する警察職員の拡充(リスクリング)等に係る国費又は補助金の予算措置を講じること**

【提案の背景・現状】

- 警察庁から配備される車両は全国一律の仕様で、豪雪地帯の安心な職務執行に支障がある。特に、**要人警護用の車両は、保有する2台とも後輪駆動車となっており、冬期間の警護活動の支障となっている。**
- 県警へりは、冬期間の閑散期に長期点検整備（3～4か月）を要するほか、経年劣化による部品交換、国際情勢等による部品調達の停滞等で点検整備が長期化し、**非稼働時間が延伸している現状にある。**
- **浸水害は県内全域で発生する可能性があり、発生直後は道路の寸断等により陸路での人的・物的な支援は困難であり、令和4年8月豪雨の際、米沢・長井警察署等では、救命ゴムボートによる救出救助活動を実施している。**

【山形県の取組み】

- 県警が県費で調達する車両は、豪雪地帯での安全走行が可能な四輪駆動車を導入するように努めている。
- 県警へりが点検期間中に出勤要請がなされた場合、他県警へり又は県防災へりに派遣要請を行っている。
- 県内14警察署のうち12警察署に24艇の救命ゴムボートを保有している。

【解決すべき課題】

- 降雪地域での安全な職務執行のみならず、**県民が不慮の事故に遭わないように安全を確保するためにも、豪雪地帯における配備車両の仕様を定め、四輪駆動車の導入を進める必要がある。**
- 県警へりは、今後も長期点検に入る期間が約4か月（概ね11月～2月）にわたることから、**山岳遭難や気象災害等の際に、遭難者、被災者等を早期に発見救出すべく、民間リース機による補完措置を講ずるための予算措置が必要である。**
- **豪雨災害等による被災者を救出救助するため、救命ゴムボートの未配備警察署2署に対する配備、既配備署へ複数配備するほか、操舵資格を有する警察職員の拡充等リスクリングを推進する必要がある。**

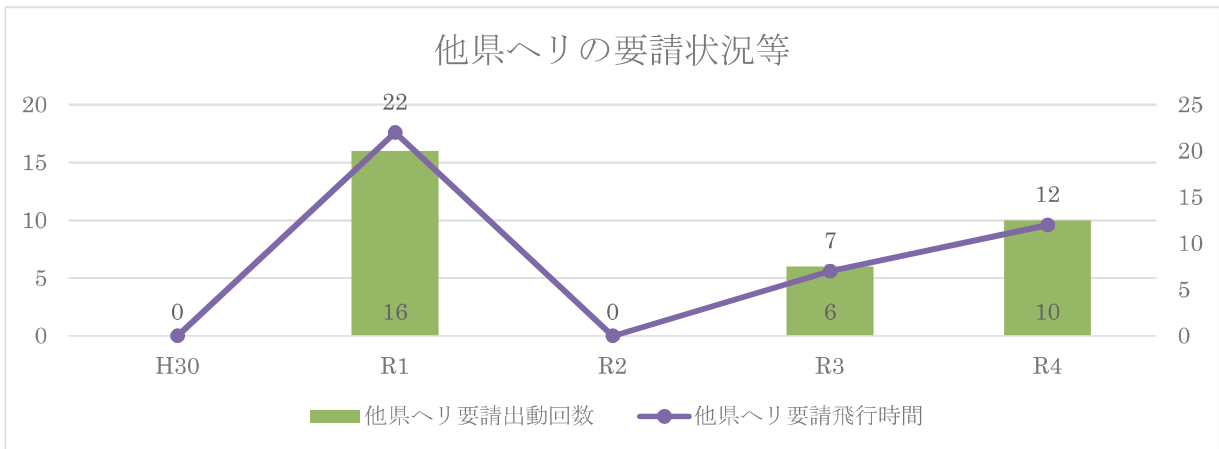
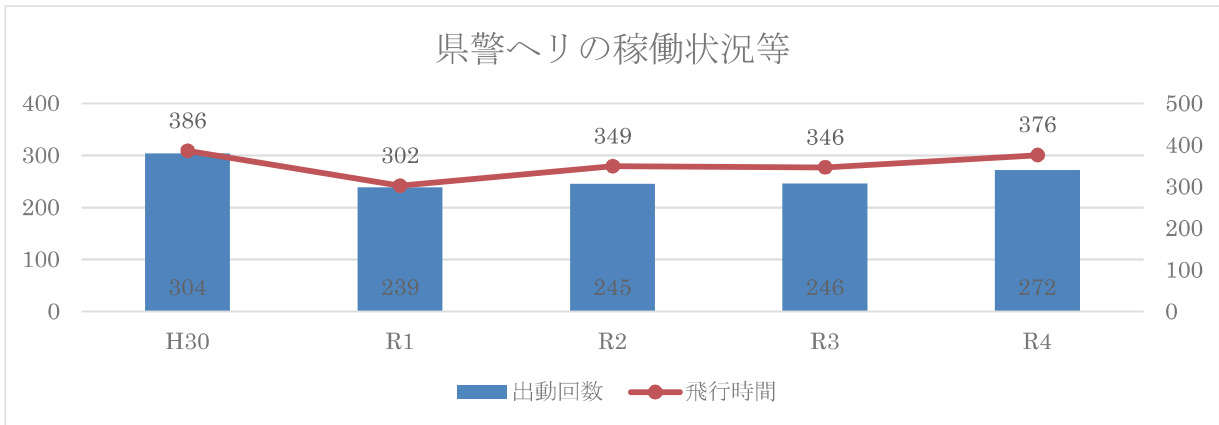
【四輪駆動の警護車両】



警護車両は2台配備されているが、いずれも「後輪駆動車」

→ 降雪による悪天候や凍結・圧雪等の悪路での警護が予想されることから、安全・安心な警護を実現するためにも、地域の実情に応じた四輪駆動の警護車両を配備することが必要不可欠

【県警へりの稼働状況等】



県警へりの出動回数、飛行時間も増加傾向

県警へりの点検整備は、冬期間（降雪期）の閑散期に実施しているところ、冬期間でも大規模災害の発生が懸念されることから、地域の実情を考慮した補完措置が不可欠



【県警へり「がっさん」】



【救命ゴムボートによる訓練の実施状況】

消費者行政の機能強化の推進

【内閣府消費者庁総務課、地方協力課】

【提案事項】 **予算継続** **予算拡充**

地方自治体の消費生活センター等に寄せられる消費生活相談件数は、依然として高水準で推移しており、内容も複雑化・多様化している。

また、消費者を取り巻く経済・社会環境の変化等により、インターネット関連の新たなトラブルも発生するなど、被害も深刻化している。

地方における消費者行政サービスを、引き続き、維持・充実していくことが必要であることから、

- (1) 人的・財政基盤のせい弱な地方自治体が、一定水準の消費者行政サービスの提供を安定的に維持できるよう、「**地方消費者行政強化交付金**」の十分な額を確保すること
- (2) 同強化交付金の強化事業について、**自治体のニーズに対応した制度となるよう改善を図ること**

【提案の背景・現状】

- 多くの地方自治体の財政状況が依然として厳しい状況下、交付金の活用が一定水準の消費者行政サービスを提供できるか否かに大きく影響する。
- 「地方消費者行政強化交付金」（以下「強化交付金」）の推進事業については、事業メニューの活用期間内であるにも関わらず、交付金の算定方法に条件が付されており、要望額どおりの交付にならない場合がある。
- 「強化交付金」の強化事業については、政府の重要消費者政策に対応する新規又は拡充の単年度事業に限られており、地域の課題や実情に応じた事業に取り組んでいる自治体のニーズに沿ったものとは言い難い。

【山形県の取組み】

- 政府の目標を踏まえ、令和4年3月に策定した「第4次山形県消費者基本計画」の中に、重点的な取組施策を設定し、消費者行政の推進を図っている。
- 強化交付金の算定に関わる「消費生活センター設置都道府県人口カバー率90%以上」について未達成ではあるものの、広域連携により人口カバー率も上昇し（H31：77.7%→R4：87.9%）、消費生活相談体制の構築が進んでいる。
- 成年年齢の引下げによる若年者の消費者被害防止に向けて、高校生を対象とした弁護士による法律授業や、大学生等を対象とした自立した消費者になるための養成講座の開催、大学生の意見を取り入れた「若年者のための消費者被害防止啓発ポスター」の作成など、若年者の消費者教育・啓発に積極的に取り組んでいる。

【解決すべき課題】

- 消費者に直接向き合う地方自治体が、引き続き消費者被害の防止・救済に適切に対応していくとともに、これまで整備してきた消費生活相談体制の維持・充実を図っていくためには、**政府の継続的・安定的な財政支援が必要不可欠**である。
- 「強化交付金」の強化事業について、政府の目標を踏まえつつ、地域の実情に応じた事業の実施や継続的な取組が図れるよう、**自治体のニーズに対応した制度となるよう改善を講じ、地方の消費者行政の推進を後押しする必要がある**。

◆本県における消費生活相談体制

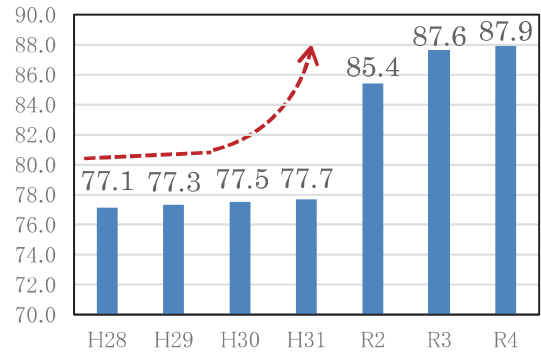
◎消費生活相談体制の整備状況

平成 20年度		県	市町村
	消費生活センター	2か所	4か所
	消費生活相談員	8人	10人
	PIO-NET 配備	2か所	4か所

↓

令和 4年度		県	市町村
	消費生活センター	4か所	10か所
	消費生活相談員	10人	23人
	PIO-NET 配備	4か所	19か所

◎消費生活センター設置市町村の県内人口カバー率の推移



◎広域連携による相談体制の整備状況

- ・定住自立圏構想に基づく連携（H26～）1市3町
酒田市、三川町、庄内町、遊佐町
- ・連携中枢都市圏に基づく連携（R2～）7市7町
山形市、寒河江市、上山市、村山市、天童市、東根市、山辺町、中山町、河北町、西川町、朝日町、大江町 +〔R3～尾花沢市、大石田町〕

◆若年者に対する消費者教育・啓発の強化

◎学校における消費者教育



【消費生活出前講座】



【弁護士による消費生活法律授業】

◎自立した消費者になるための養成講座



大学生を対象にメイン会場とサテライト会場をZOOMによるオンライン中継で結び3大学合同の養成講座を開催

◎若年者のための消費者被害防止啓発ポスター



持続可能な交通安全施設の整備

【警察庁 交通局 交通規制課】

【提案事項】 予算拡充

高齢者や子供が被害者となる交通事故は、国民生活の最も身近かつ重大な脅威で喫緊の課題となっており、**交通事故防止に極めて高い効果を発揮する交通安全施設の適切な維持管理が不可欠**であることから、

- (1) 交通信号機等交通安全施設の老朽化が顕著となっている中、**持続可能な交通安全施設の整備に係る予算の拡充**を図ること
- (2) 信号電球の生産終了に伴い、**早期に信号灯器のLED化を図るための予算の拡充**を図ること(時限的措置要望)

【提案の背景・現状】

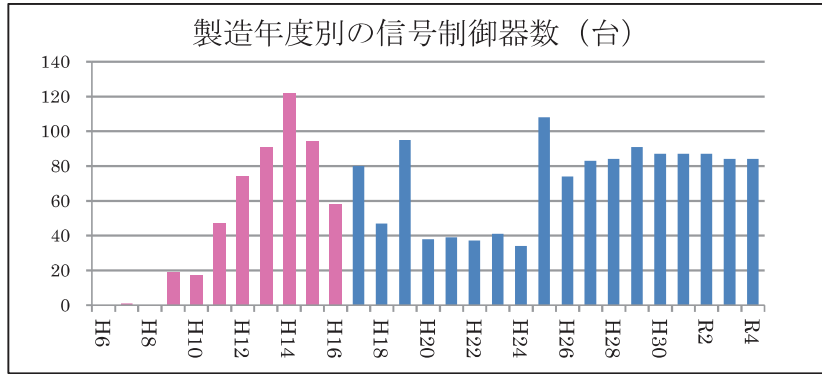
- 交通信号機等の交通安全施設について、施工単価の上昇等に伴い、更新期間を延長して対応しているところ、**老朽化による視認性不足や故障、倒壊等のおそれが大きくなっている**。
- **従来型の信号灯器用電球が令和10年3月に生産終了**となるため、それまでの間に信号灯器のLED化を推進する必要がある。

【山形県の取組み】

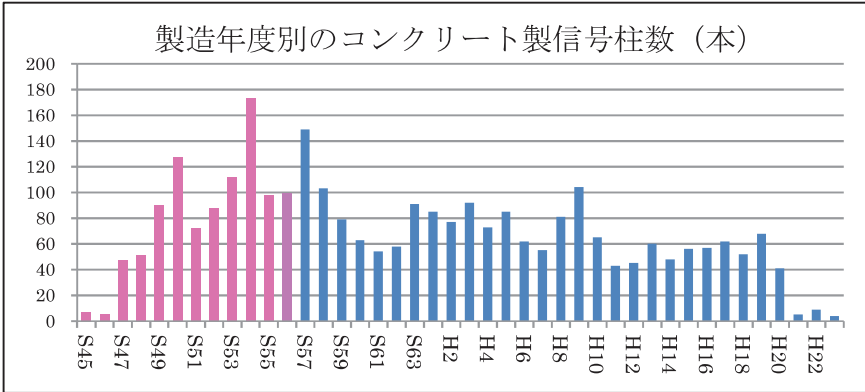
- 交通信号機等の交通安全施設の更新について、警察庁基準等の耐用年数により更新することが望ましいところ、個別に更新時期を延長し、必要最小限度の更新水準となっている。
- 信号灯器のLED化については平成15年度から計画的に推進しており、令和4年末現在、普及率は71%となっているところ、他の交通安全施設の更新状況も考慮しながら普及率100%を目指して整備を進めている。

【解決すべき課題】

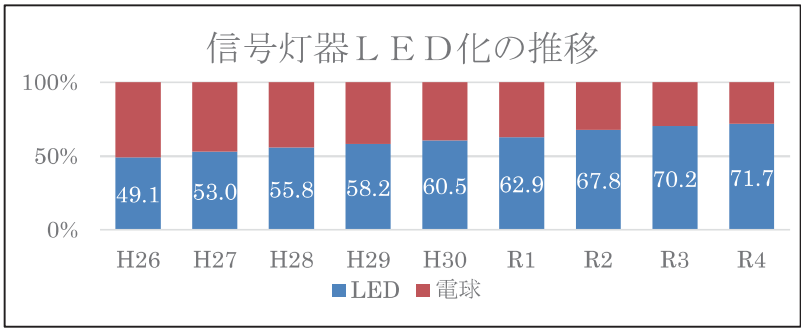
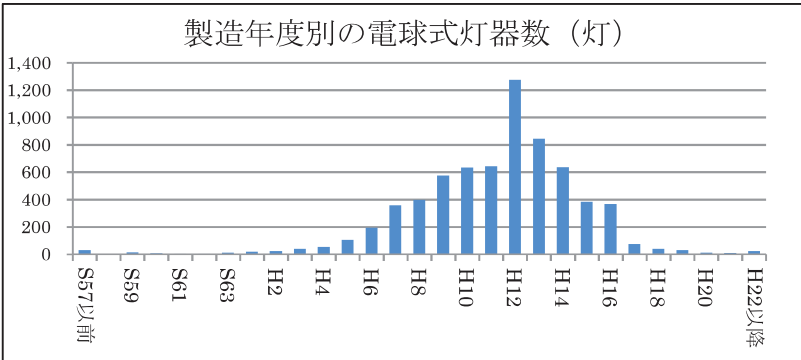
- 持続可能な交通安全施設となるように、必要性が低下した交通規制については解除するとともに、不要となった施設は撤去する。真に必要な交通規制については、交通規制効力を発揮する交通安全施設を維持し、老朽化に伴う視認性不足や故障によって交通規制効力が亡失し、交通の安全と円滑を図ることに重大な瑕疵が発生しないようにするとともに、倒壊によって生命、身体、財産に危害を与える事案を未然に防止するため、**決められた時期に確実な更新を行うことが不可欠**である。
- 信号電球の生産終了時期が決まっていることから、**令和10年3月までに信号灯器のLED化を推進することが不可欠**である。



警察庁基準では、信号制御機の耐用年数 19 年のところ、耐用年数を過ぎた信号制御機 (赤色グラフ) は 523 台 (29%) となっており、老朽化が進んでいる。



基準では、コンクリート製信号柱の耐用年数 42 年のところ、耐用年数を過ぎたコンクリート製信号柱 (赤色グラフ) は 882 本 (30.3%) となっており、老朽化が進んでいる。



信号電球が生産終了する令和 10 年 3 月まで、山形県内 6,801 灯の信号灯器を LED 化することが不可欠である。

医師の確保と偏在是正に向けた支援の充実・強化

【厚生労働省医政局地域医療計画課、医事課】

【提案事項】 制度拡充 予算拡充

医療ニーズの多様化や医療の高度化が進む中、安定した医療提供体制の構築に向け、地方においても医師を十分確保する必要があることから、

- (1) 臨床研修制度及び新専門医制度の見直しなど、医師の都市部への偏在を是正し、地域で医師が定着するためのより実効性のある対策を講じること
- (2) 都道府県が実施する医療従事者の確保に係る事業に対し、地域医療介護総合確保基金の柔軟な運用と関係補助金の確実な財政措置を行うこと

【提案の背景・現状】

- 臨床研修制度における募集定員の上限設定については、都市部に対する激変緩和措置により、臨床研修医の都市部集中が解消されていない。
- 新専門医制度についても、専攻医の募集にあたり都市部に対する同様の措置が取られていることから、都市部との偏在を是正するには不十分である。
- 厚生労働省が示す医師偏在指標によれば、本県は全国順位で下位3分の1にあたる医師少数県となっており、今後の医師の働き方改革を進めるためにも、更なる医師確保が必要である。
- 都道府県は地域医療介護総合確保基金を活用して医療従事者の不足解消に取り組んでいるが、地域の実態を反映できる運用方針となっていない。また、医師臨床研修費補助金については、必要とする額の7割程度の交付に留まっている。

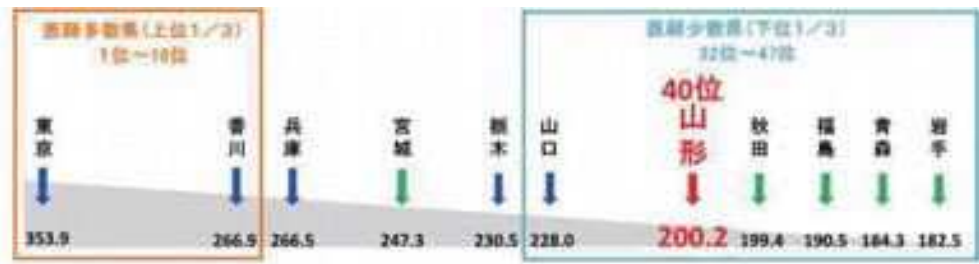
【山形県の取組み】

- 本県においては、「山形県地域医療対策協議会」を設置し、厚生労働省が示す医師偏在指標に基づき、医師確保計画を策定。医師少数県からの脱却に向け、令和5年度までに県全体でさらに80名の医師の確保を目標に、自治医科大学の運営への参画や医師修学資金の貸与、医学部地域枠の設置、さらに、臨床研修医の確保に向けた研修病院ガイダンスの開催等に取り組んでいる。
- また、医師少数県の知事で構成する「地域医療を担う医師の確保を目指す知事の会（岩手県・新潟県・山形県他9県）」に参画し、同じ課題を共有する県とともに、政府に対して医師確保・偏在是正に向けた政策提言を行っている。

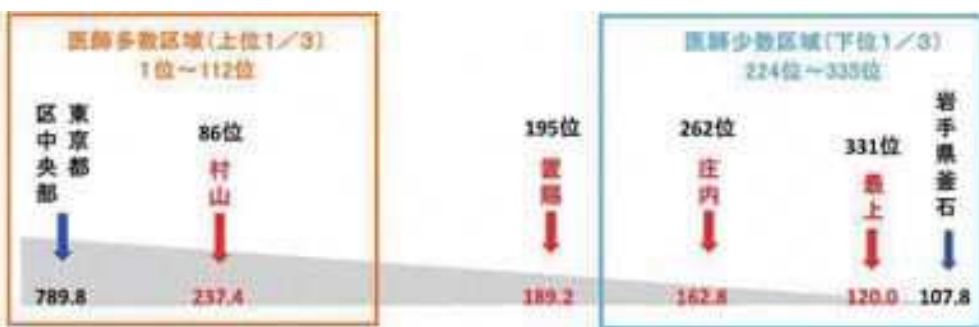
【解決すべき課題】

- 医師確保計画に基づく医師確保対策や医師の働き方改革をより実効的に進めるためには、臨床研修制度及び新専門医制度の見直し、医師少数県への更なる配慮が必要である。
- 医療従事者の確保・定着に向け、地域医療介護総合確保基金については、医師修学資金制度等を地域の実情に応じた柔軟な運用を可能とし、医師臨床研修費補助金については、充実した研修体制の確保のため、確実な財政措置が必要である。

< 医師偏在指標（三次医療圏） >



< 医師偏在指標（二次医療圏） >



< 山形県の医師少数スポット >

二次医療圏	設定区域	医師少数スポット内にある救急医療及びへき地医療等に取り組む医療機関
村山地域	西村山地域	県立河北病院、寒河江市立病院、西川町立病院、朝日町立病院、西川町立岩根沢診療所、西川町立小山診療所、西川町立大井沢診療所、朝日町立北部診療所
	北村山地域	北村山公立病院、尾花沢中央診療所
	東南村山地域	県立こども医療療育センター、みゆき会病院、上山市立山元診療所
置賜地域	西置賜地域	公立置賜長井病院(公立置賜総合病院のサテライト病院)、小国町立病院、白鷹町立病院、飯豊町国保診療所、飯豊町国保診療所附属中津川診療所
	東南置賜地域	米沢市立病院、公立置賜総合病院、公立置賜南陽病院、公立高島病院、南陽市国保小滝診療所、公立置賜総合病院川西診療所

< 具体例（臨床研修制度及び新専門医制度の見直し、医師少数県への更なる配慮） >

- ① 運用の見直し（都市部における研修医の募集定員絞込み・受入人数の大幅削減、シーリング措置の厳格な徹底）
- ② 若手医師が地域に分散される仕組みの創設（都市部で研修を終えた医師に出身大学や出身地の都道府県での勤務の義務付け）
- ③ 令和6年まで延長が示されている大学医学部における臨時定員増の恒久定員化（医師少数県に限定）

山形県担当部署：健康福祉部 医療政策課 TEL：023-630-3133
 病院事業局 県立病院課 TEL：023-630-2119

病院経営の支援強化に向けた取組みの推進

【総務省自治財政局準公営企業室】

【厚生労働省医政局、医薬・生活衛生局、保険局】

【提案事項】 制度拡充 予算拡充

持続可能な地域医療を提供するためには、物価高騰をはじめとする様々な課題に対応できる安定した病院経営が必要であることから、

- (1) 自治体病院の実態に即した**地方財政措置の更なる拡充**を行うこと
- (2) 自治体病院で持ち出しが生じている**消費税相当額の解消**を図ること
- (3) 物価高騰等の影響を適切に反映した**診療報酬の改定**を行うこと **新規**
- (4) **医療DX等の推進**に対する**財政措置を拡充**するとともに、オンライン診療が一層促進されるよう**医薬品提供に関する要件を緩和**すること **新規**
- (5) **ドクターヘリ搭載医療機器や設備更新等に係る補助制度及びランデブーポイントの冬季除雪などに対する財政支援制度を拡充**すること **新規**

【提案の背景・現状】

- 自治体病院を運営する地方自治体は、地域医療体制を維持・確保するため交付税措置を大幅に超える多額の繰出を余儀なくされている。
- 新型コロナウイルス感染症に伴う減収への対応として発行する**特別減収対策企業債**には、十分な**特別交付税措置**が講じられておらず、また、**診療報酬による措置を超えた消費税負担**や、**物価高騰等により経営が圧迫**されている。
- 政府により**医療DX等が推進**されているが、その**財政支援は十分ではない**。
- **過疎地域等の医療資源の少ない地域**において、限られた医療資源を効果的に利用するため、**オンライン診療の有効活用が求められている**。
- **ドクターヘリ搭載医療機器やヘリポート、格納庫等の各設備**について、**計画的な更新が必要**だが、これらの費用は**国庫補助対象外**である。また、本県は、県内全域が豪雪地帯に指定されており、**冬季間に使用できるランデブーポイントの整備や除雪対策が必須**となっている。

【山形県の取組み】

- オンライン診療に関しては、医療資源が少ない地域において、令和4年度からへき地診療所と病院を結ぶモデル事業を実施している。
- ドクターヘリの安全運航に向け、関係機関間の情報共有や、隣県との広域連携による運用の効率化を図っているほか、各市町村の協力を得ながら、各市町村に1箇所以上は冬季間使用できるランデブーポイントを確保している。

【解決すべき課題】

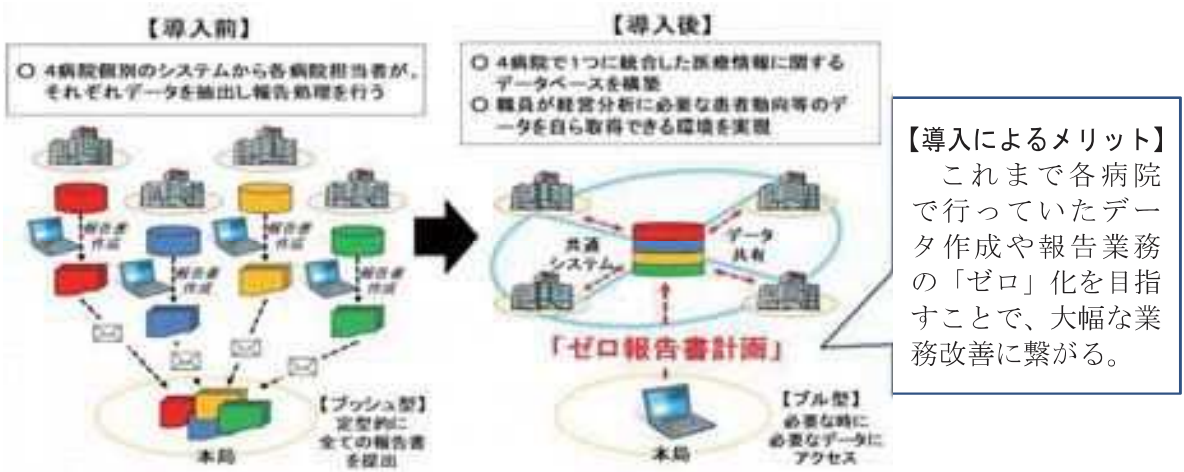
- 地域の医療提供体制を維持・確保するためには、自治体病院の実態に即した**財政支援が必要**である。
- 安定的な病院経営を継続するため、特別減収対策企業債の**償還利子全額と元金を含めた特別交付税措置、消費税持ち出し相当額の解消、診療報酬における物価高騰等への対応分の反映**が必要である。

- 医療機関が医療DXやサイバーセキュリティ対策を推進するにあたり、活用の実効性がある補助制度が必要である。
- 医療従事者の確保が困難な過疎地域において、オンライン診療の活用を進めるため、限定的に認められている医師又は薬剤師以外の者が行う医薬品の提供について、柔軟に実施されるよう取扱い要件の緩和が必要である。
- ドクターヘリの運航に支障のないよう、搭載医療機器及び各設備の更新を対象とする補助制度の拡充が必要である。また、冬季間も使用できるランデブーポイント確保のため、除雪等の維持管理に係る財政支援の拡充が必要である。

具体例（自治体病院の経営の実態に即した財政支援）

- ① 病院の機能分化・連携強化のための新たな経営主体の設立時の不良債務の解消に係る出資や旧施設の解体等の遊休資産の処分への交付税措置の実施
- ② 救急などの不採算部門に係る運営費や不採算地区で地域医療を支える自治体病院への交付税措置の更なる拡充

県立病院における医療DXの事例（県立病院統合データベース(DWH)利活用環境の構築）



へき地診療所でのオンライン診療の状況



冬季のランデブーポイントの状況



山形県担当部署：病院事業局 県立病院課 TEL：023-630-2119
 未来企画創造部 市町村課 TEL：023-630-3268
 健康福祉部 医療政策課 TEL：023-630-3172、3328

安定的で持続可能な医療保険制度の確立

【厚生労働省保険局国民健康保険課】

【提案事項】 予算拡充

国民健康保険制度は、地域住民の医療の確保と健康の保持増進に必要な不可欠なものであり、今後も安定的かつ持続的な制度として確立し続けることが必要であることから、

- (1) 地方自治体における国民健康保険事業の安定的な財政運営及び被保険者の保険料負担軽減を図るため、国民健康保険事業への財政支援措置を一層拡充すること
- (2) 子育て世帯の負担を軽減する観点から、収入のない子どもに係る均等割保険料を免除すること

【提案の背景・現状】

- 国民健康保険は、加入者の年齢層や医療費水準が高い一方で所得水準が低く、被用者保険と比べて保険料負担が重いといった構造的問題を抱えている。
- 本県の国民健康保険加入者の約半数は、医療費が高額となる65歳以上の高齢者であり、加入者の高齢化や医療の高度化により今後も医療費の増嵩が見込まれ、国民健康保険の財政運営は厳しい状況が続くことが予想される。
- 「保険税(料)水準の統一」に向けては、保険料負担の増大を懸念する市町村から、医療費水準の平準化に、より一層力強い取組みが求められている。
- 本県の国民健康保険の保険料負担率は12.7%と被用者保険と比べて5.2～6.9ポイント高くなっている。
- 加入者1人当たりの医療費は増加していくことが見込まれ、それに伴い本県の保険料も今後上昇することが見込まれる。
- 収入のない子どもにも賦課される均等割保険料は、子育て世帯にとって重い負担となっている。令和4年度から導入されている子どもに係る均等割保険料の軽減措置は対象が未就学児まで、軽減割合が均等割保険料の5割となっており、十分なものとは言えない。

【山形県の取組み】

- 令和2年度に「山形県国民健康保険運営方針」を見直し、決算剰余金を活用して市町村の納付金負担の上昇を年度間で平準化する仕組みを構築することなど、国民健康保険の財政運営の更なる安定化に取り組んでいる。

【解決すべき課題】

- 今後の医療費の増嵩に耐えうる財政基盤の確立及び加入者の保険料負担軽減を図るため、国民健康保険への財政支援措置を一層拡充する必要がある。
- 子育て世帯の負担を軽減し少子化対策を推進するため、令和4年度から導入されている子どもに係る均等割保険料軽減措置を抜本的に見直す必要がある。

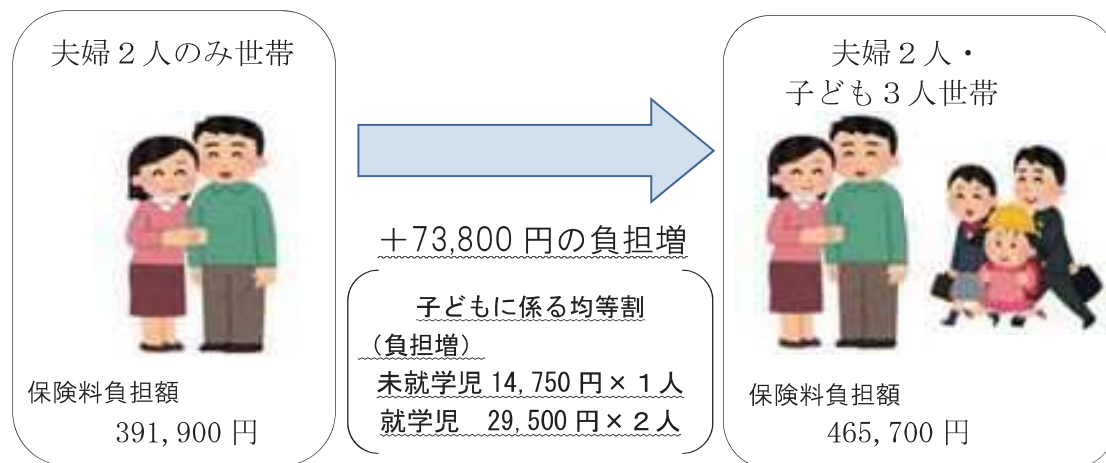
◆各保険者の比較

	市町村国保 (山形県)	市町村国保 (全国)	被用者保険		
			協会けんぽ (全国)	組合健保 (全国)	共済組合 (全国)
保険者数 (R2.3月末)	32	1,716	1	1,388	85
加入者数 (R2.3月末)	22万人	2,660万人	4,044万人	2,884万人	854万人
加入者平均年齢 (R元年度)	57.0歳	53.6歳	38.1歳	35.2歳	32.9歳
加入者1人当たり 医療費 (R元年度)	39.6万円	37.9万円	18.6万円	16.4万円	16.3万円
加入者1人当たり 平均所得 (R元年度)	67万円	86万円	159万円	227万円	248万円
加入者1人当たり 平均保険料 (R元年度)	8.5万円	8.9万円	11.9万円	13.2万円	14.4万円
保険料負担率 (R元年度)	12.7%	10.3%	7.5%	5.8%	5.8%

出典：厚生労働省保険局国民健康保険課資料、令和元年度国民健康保険実態調査
令和元年度山形県国民健康保険事業年報

※ 保険料負担率：加入者1人当たり平均保険料を加入者1人当たり平均所得で除したもの

◆子どもに係る均等割保険料の負担増の状況(山形市在住、年間所得330万円の場合)



◆山形県における国民健康保険加入者1人当たり医療費の推移

	H29	H30	R1	R2	R3
1人当たり医療費	378,970円	385,433円	396,394円	391,088円	417,545円
対前年伸び率	—	+1.7%	+2.8%	△1.3%	+6.8%

出典：山形県国民健康保険事業年報

がん対策の充実と骨髄移植ドナー確保のための 支援制度の創設

【厚生労働省健康局健康課、がん・疾病対策課、難病対策課】

【提案事項】 制度改正 予算創設

がんは県民の生命や健康にとって未だ重大な脅威であり、がん患者を含む県民と地域社会が一体となってがん対策を推進する環境を充実させるため、

- (1) 重粒子線治療を望む患者の負担軽減のため、現在、公的医療保険適用外となっている肺がん等についても適用拡大を図ること
- (2) 地域のがん医療提供体制の充実に向け、遠隔診断等の技術の進歩を取り入れた「がん診療連携拠点病院」の指定制度へと見直すこと
- (3) がん患者の生活の質の向上、治療と就労の両立に向け、ウィッグ及び乳房補整具の購入費に対する補助制度を設けること
- (4) 骨髄移植ドナーが骨髄等の提供に伴う検査や入院のための休業等による影響を補う財政支援制度を設けること

【提案の背景・現状】

- 山形大学医学部東日本重粒子センターは令和4年10月から当初予定の全てのがんへの治療を開始したところであるが、現在も公的医療保険適用外の疾患があり、治療を受ける患者・家族には高額な医療費の負担が生じている。
- 医師の地域偏在が見られ、特に、病理医について、「がん診療連携拠点病院」の要件である「専従の常勤医の配置」を満たすことに苦慮している病院もある。一方、近年、「遠隔診断」や「遠隔診療」などの先進的な医療技術が進歩し、その活用によって専門医の不足の解消はもとより、その養成や資質向上、地域の医療提供体制の充実も期待できる。
- 治療に伴う脱毛や乳房切除など外見の悩みは日常生活上の大きな苦痛となるため、ウィッグや乳房補整具などは必要不可欠である。
- ドナーは、骨髄移植のため10日程度の検査や入院が必要であるが、仕事等の都合による辞退者も多く、職場の理解が得られないことや収入減となるため仕事が休めないなど、ドナーの精神的・経済的負担となっている。

【山形県の取組み】

- 重粒子線治療を望む県民の方の負担を軽くするため、治療費や借入利子への助成を市町村と連携・協力して実施している。
- 本県においては、現在、すべての2次医療圏に「がん診療連携拠点病院」が設置されており、今後とも「がん診療連携拠点病院」を中心に県内どこでも質の高いがん医療を受けることのできる体制を維持していく。
- がん患者に対する医療用ウィッグ及び乳房補整具の購入経費に対する助成を市町村と連携・協力して実施している。
- ドナー休暇制度のない骨髄提供者に助成する「骨髄移植ドナー助成制度」を平成28年度に創設するとともに、県内企業や団体に対しては「ドナー休暇制度」の導入に向けた普及啓発を図っている。

【解決すべき課題】

- がん患者が、状況に応じて必要な支援を総合的に受けられるようにするには、遠隔診断等の先進的な医療技術の導入を促すような「がん診療連携拠点病院」の指定制度の見直しや、政府による制度的・経済的な支援が必要である。

**山形大学医学部東日本重粒子センター
(回転ガントリー装置)**



**○ 重粒子線がん治療の
公的医療保険適用**

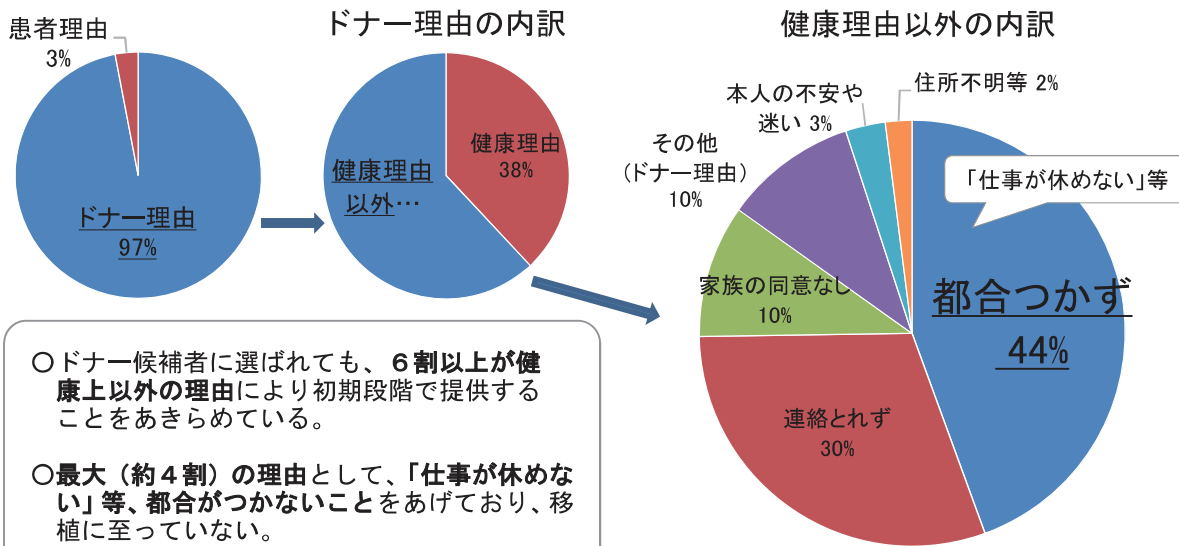
・切除非適応の骨軟部腫瘍	平成28年 4月適用
・前立腺がん ・頭頸部悪性腫瘍 (口腔、咽喉頭の扁平上皮がんを除く)	平成30年 4月適用
・切除非適応の大型の肝細胞がん (長径4cm以上のものに限る) ・切除非適応の肝内胆管がん ・切除非適応の局所進行性膵がん ・切除非適応の局所大腸がん (手術後に再発したのものに限る) ・切除非適応の局所進行性子宮頸部腺がん	令和4年 4月適用

山形大学医学部東日本重粒子センターにおける重粒子線がん治療（公的保険適用外も含む）状況 単位：人

	R 2	R 3	R 4
実績	1 2	3 5 2	5 2 4

※その他は先進医療として治療費(314万円)、診察・検査・投薬・入院料の一部が自己負担

骨髄提供ができない理由（日本骨髄バンク調べ） [2021年度]



- 骨髄バンク事業は、全国の患者・ドナーを対象に自治体の枠組みを超えて、全国統一的に実施することが望ましいものである。
- 新規ドナー登録者数は減少しており、事業の普及促進を図るため、政府において、ドナーが骨髄等の提供をする際の休業等による影響を補う財政支援を行うことが必要である。

山形県担当部署：健康福祉部 がん対策・健康長寿日本一推進課 TEL：023-630-3035
医療政策課 TEL：023-630-3328

安定的な介護サービス提供のための施策の推進

【厚生労働省老健局高齢者支援課、認知症施策・地域介護推進課、老人保健課】

【提案事項】 制度改正

高齢化の進展により介護の需要が高まる一方、生産年齢人口の減少により、今後、介護人材の確保はさらに困難となることは明白であり、加えて、今般の原油価格・物価高騰等による介護事業所経営への影響は甚大で、今後も同様の事態が発生することが考えられることから、

- (1) 介護職員の賃金引上げにつながる加算を拡充するとともに、光熱費や物価の高騰等外的要因により事業所経営が圧迫される状況が生じた場合、それが手当されるような介護報酬の仕組みを構築すること **新規**
- (2) 介護職員の労働環境の改善に向け、介護事業者による介護ロボット・ICT機器の活用に対する介護報酬の拡充を図ること

【提案の背景・現状】

- 本県では、今後20年間で要介護認定率が高い後期高齢者が増加する一方で、生産年齢人口が約3割減少することから、2040年時点の介護職員の需給ギャップは7千人超と推計され、介護人材の確保は一層困難になることが見込まれる。
- 現在、光熱費や物価の高騰等によって、介護事業所の経営に大きな影響を及ぼしている。安定した介護サービスを確保するためには、そのような事態に対応できる介護報酬の仕組みが必要である。
- 介護ロボットやICTを導入するインセンティブが、インカムや見守り機器等の導入による夜勤体制の加算等に限られており、DXが進まない。

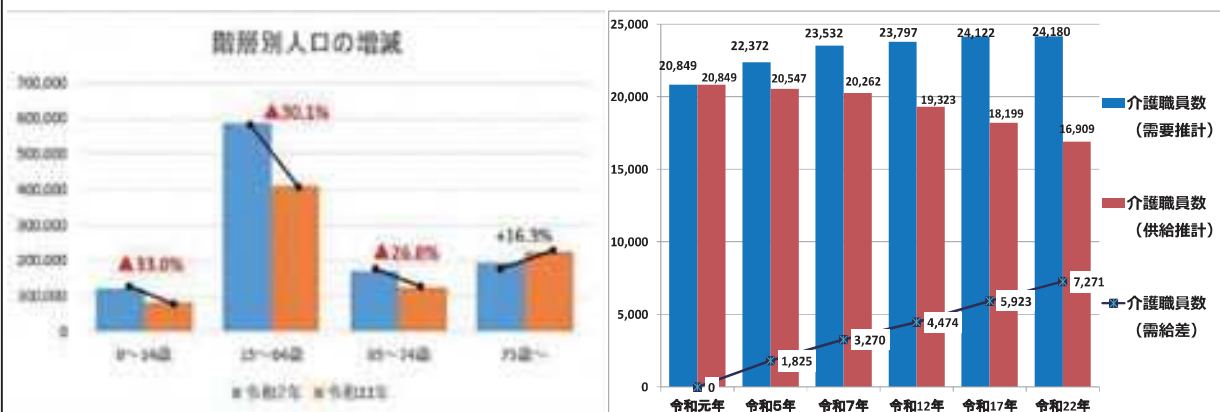
【山形県の取組み】

- 「山形県介護職員サポートプログラム」を策定し、「介護の理解促進」「介護人材の育成・確保」「定着・離職防止」「介護技術・知識の向上」「雇用環境の改善」の5つを柱として関係機関と連携・協働し、人材確保の取組みを推進している。
- 光熱費、燃料費、食材料費等の物価の高騰の影響を軽減するため、県内の高齢者施設等を対象に山形県高齢者施設等物価高騰対策支援金を交付している。
- 介護施設・事業所及び現場で働く職員の負担軽減を図るため、地域医療介護総合確保基金を活用した介護ロボットやICTの導入に対する助成を行っている。

【解決すべき課題】

- 介護サービスの安定的、継続的な提供のため、事業所の負担軽減や介護職員の処遇改善をさらに図っていく必要がある。特に賃金については、ベースアップ等支援加算のように、直接賃金向上につながる加算の拡充が必要である。
- 介護ロボットやICTの導入による介護施設・事業所の負担軽減の効果を定量的に評価する仕組みがなく、費用対効果が不明瞭であることから、積極的かつ効果的な導入に至っていない。
- 介護ロボットやICTの活用について、加算の更なる増設など介護報酬の拡充を図り、介護サービスの質の向上、介護職員の負担軽減につなげる必要がある。

■ 本県の階層別人口及び介護職員数の将来推計



出典：やまがた長寿安心プラン（R3.3）

出典：介護人材需給推計ワークシート（R3.3）

本県では、後期高齢者が増加する一方、生産年齢人口の減少が進み、令和22年には7,271人の介護職員が不足する。

■ 介護職の有効求人倍率と給与額



所定内給与額（月額）比較

	全国	山形県
介護職員 (医療・福祉施設等)	242.2 千円	209.6 千円
全産業	311.8 千円	254.6 千円

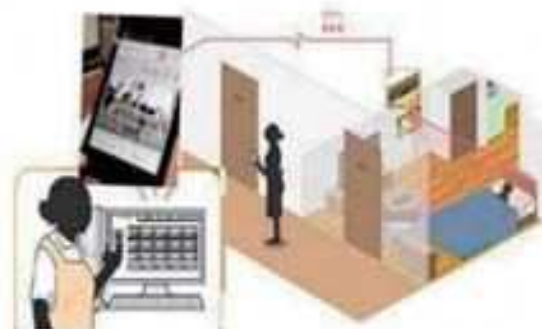
出典：令和4年賃金構造基本統計

介護職は、他の職種と比較し、有効求人倍率が高い状態が続いており、人手不足が深刻な状況にある。給与額が低いことがなり手不足の一因となっている。

■ 介護ロボット、ICT 機器の例



移乗支援パワーアシスト



見守りセンサー

山形県担当部署：健康福祉部 高齢者支援課

TEL：023-630-3120

障がい者もいきいきと暮らせる共生社会の実現

【厚生労働省 社会・援護局障害保健福祉部、保険局、老健局】

【内閣府 こども家庭庁 成育局、支援局】

【提案事項】 制度創設 制度改正 予算拡充

障がい者の自立及び社会参加への支援の充実・強化や、発達障がいに係る医療提供体制強化等が必要であることから、

- (1) 重度障がい者の全国一律の医療給付制度を創設するとともに、自治体の医療費助成に伴う国民健康保険の国庫負担減額調整措置を廃止すること
- (2) 障がい福祉施設の整備等を促進するため、事業規模に合わせて複数年度で活用できる基金など、地域の要望に対応できる仕組みを創設すること
- (3) 発達障がいの診療に取り組む医療機関を増やすため、小児科等の「小児特定疾患カウンセリング料」の2年の年数制限を廃止すること
- (4) 医療的ケア児者を受け入れる短期入所事業所の整備促進を図るため、医療型短期入所に係る障害福祉サービス報酬を引き上げること
- (5) 介護給付費等の不正利得について、事業者が破産等により返還困難となった場合、市町村が国庫返還金を負担する仕組みを見直すこと

【提案の背景・現状】

- 重度障がい者への医療費助成の水準は、自治体により差が生じている。また、現物支給での医療費助成に対し、国民健康保険の国庫負担金が減額されている。
- グループホームや医療的ケア児者向けの施設整備に関する要望が増えている。
- 長期通院が必要な発達障がいは、2年を超えると診療報酬加算がなくなるため、医療機関が取り組みにくく、こども医療療育センターに受診が集中している。
- 医療的ケア児者を短期入所施設で受け入れる場合、常時の見守りなど、施設側の負担が大きい一方、見合った報酬となっていないため、事業参入が進まない。
- 不正利得について、市町村が事業者から回収できない場合でも、「補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律」第18条第2項の規定により、市町村は国庫返還金を負担しなければならない。多額の返還金となれば、財政規模の小さい町村では、住民生活に多大な影響を与えかねない負担となり得る。

【山形県の取組み】

- 本県では、県と全市町村が協調し、重度障がい者への医療費を助成している。
- 発達障がいの初診待機期間の短縮に向け、こども医療療育センター常勤医師の増員、公認心理師による地域での発達検査実施体制を構築し、対応している。
- 県内の医療機関に対し、医療型短期入所の制度内容や他県での実施事例等を説明し、事業開始に向けた働きかけを行っている。
- 障害福祉サービス事業者等の指定及び実地指導等を通じて、事業者の運営の適正化に取り組むとともに、行政処分を行った場合、県内のすべての事業者等に対して、処分概要を通知し、法令順守を徹底するよう指導している。

【解決すべき課題】

- 重度障がい者の医療に政府による全国一律の制度がなく、一方で自治体の医療費助成に係る国民健康保険の国庫負担金の減額調整措置を継続している。

- 発達障がい診療の実態にあった小児科の診療報酬の見直し、医療的ケア児の医療型短期入所事業に係る障害福祉サービス報酬の充実が必要である。
- 市町村財政に大きな影響が及ばないように、事業者の返還困難額について国及び県への返還を減免するなどの制度改善が必要である。

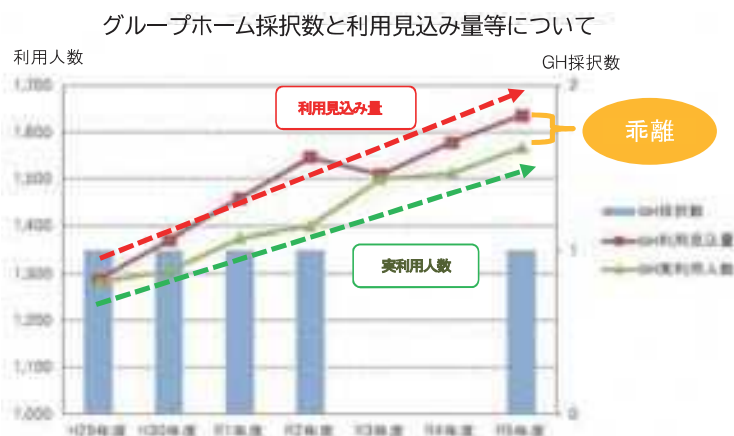
<山形県重度心身障がい（児）者医療>

対象者	身体障害者1・2級、精神障害者保健福祉手帳1級所持者 重度の障がいを持つ方で、市町村民税所得割23万5千円未満の方
助成内容	① 所得税非課税者は医療費の自己負担額を全額軽減 ② 所得税課税者は医療費の自己負担額を1割に軽減 ただし、上限額を設定（入院：57,600円、外来：14,000円）

<国庫負担金の減額調整措置の状況>（山形県重度心身障がい（児）者医療）（試算、県計）

平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
284,198千円	281,409千円	264,713千円	250,232千円

<グループホームの整備状況>

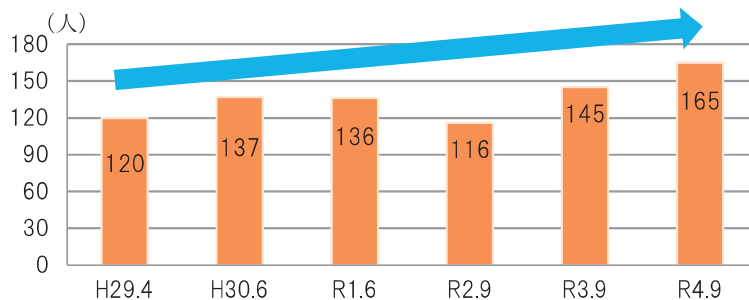


県財政が厳しい中、単年度事業では協議数を限定せざるを得ず、第6期山形県障がい福祉計画の目標の利用見込量と実利用人数との乖離が生じてくる。
(R5年度想定乖離数：利用見込量1,636人－実利用人数1,567人＝69人)



<山形県における医療的ケア児数の推移>

日常的に人工呼吸器やたんの吸引等の医療的ケアが必要な「医療的ケア児」が増加



山形県担当部署：健康福祉部 障がい福祉課
高齢者支援課

TEL：023-630-2679
TEL：023-630-3120

地方の子育て環境整備と人口分散の推進による少子化の克服

【内閣府 こども家庭庁 長官官房総務課】

【提案事項】 制度創設 予算拡充

婚姻数・出生数が減少し、少子化が加速している中、それぞれの地方が独自の創意工夫により子育て環境の充実・整備を進め、都市部から地方に若い世代を誘導することにより少子化の流れに歯止めをかけるため、

- (1) 東京圏への一極集中を解消する視点も含め、**バランスのとれた人口分散策に取り組むとともに、地方が実施する大都市に住む若者、特に女性の地方移住を前提とした出会いの場の創出への支援の拡充**を行うこと
- (2) 結婚に伴う新生活のスタートを支援する「結婚新生活支援事業」について、**補助率の引上げ**を行うこと
- (3) **男性の育児休業取得や家事・育児参画に関する理解促進のため全国的な気運醸成を図るとともに、「パパ・クォータ制（育児休業の一定期間を男性に割り当てる制度）」の導入など、取組みの一層の推進を図ること**
- (4) **屋内型児童遊戯施設をはじめとした子育て支援施設の設置や維持管理**に対して、新たな補助金を創設する等、支援を拡充すること

【提案の背景・現状】

- 希望職種 mismatchesなどを背景とする若者（女性）の県外流出は、**地方の男女比の偏り**を生み、**婚姻数減少の要因**にもなっている。一方で、テレワーク等の新たな働き方が浸透しつつあり、ゆとりある地方の暮らしが見直されている。
- 「結婚新生活支援事業」は、若い世代の結婚を後押しする有効な取組みであり、**申請件数が増えているが、人口の多い市部では財政的負担が重くなっている。**
- **女性に偏りがちな育児・家事の負担を軽減**するため、男性の育児休業取得を一層促進する取組みが必要であるが、取得率は15%程度となっている。
- **豪雪など厳しい気象条件**をもつ地域において、屋内型児童遊戯施設は子育て環境の向上に大きな役割を果たしている。

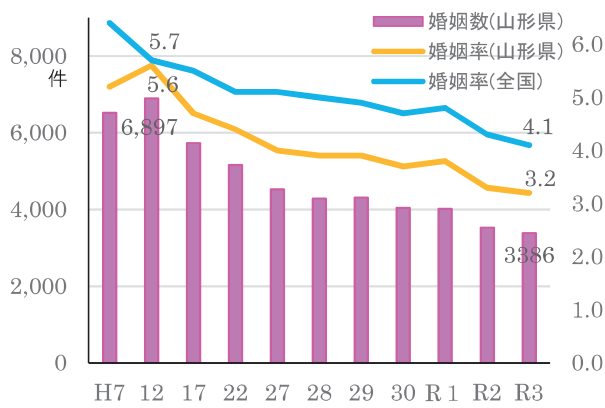
【山形県の取組み】

- やまがたハッピーサポートセンターに**オンラインで利用できるAIマッチングシステム**を新たに導入し、出会いの機会の拡充に取り組んでいる。
- 企業のトップや管理職・人事労務担当を対象とした育休取得の気運醸成、理解促進及びプレパパ等を対象とした**育休取得セミナー等**の取組みを実施している。

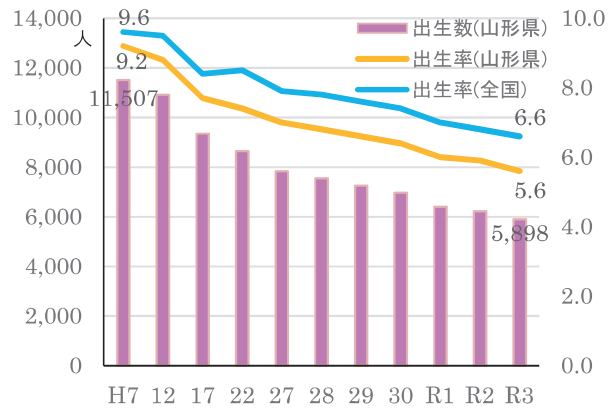
【解決すべき課題】

- **若者（女性）の回帰や移住を視野に入れた出会いの場の創出**に注力できるよう、**現行の交付金制度の要件を緩和**するなどの支援措置が必要である。
- 男性の育児休業取得率向上のため、**制度の正しい理解の促進や取得しやすい気運の醸成**などに取り組む必要がある。
- 屋内型児童遊戯施設は、子育て世帯からの強いニーズに応じて市町村が設置・運営しているが、その**財政負担が大きく、支援の拡充が必要**である。

◎山形県の婚姻数・婚姻率の推移



◎山形県の出生数・出生率の推移

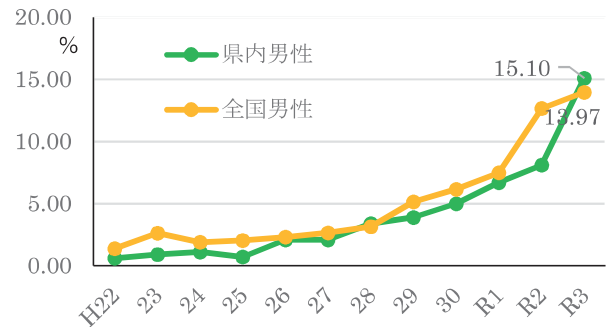


出典：厚生労働省「人口動態統計」、山形県「社会的移動人口調査」

◎結婚新生活支援事業の実施状況

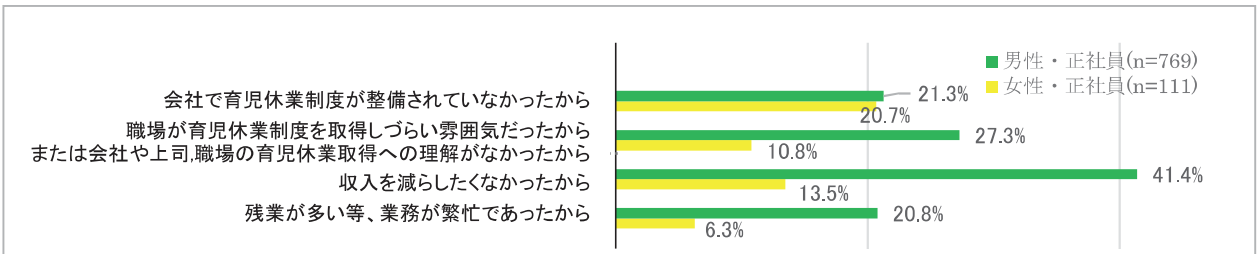
	R2年度	R3年度	R4年度 (見込み)	R5年度 (見込み)
実施市町村数	13	22	28	29
申請件数	33	256	408	459

◎男性の育児休業取得率



出展：厚生労働省「雇用均等調査」

◎育児休業制度を利用しなかった理由



出展：厚生労働省委託事業「令和2年度仕事と育児等の両立に関する実態把握のための調査研究事業報告書」抜粋

◎県内の主な屋内型児童遊戯施設



コパル
(山形市)
令和4年4月～



キッズドームソライ
(鶴岡市)
平成30年11月～



さくらばtantokulセンター
(東根市)
平成17年4月～



もっくる
(高島町)
令和元年7月～

山形県担当部署：しあわせ子育て応援部 しあわせ子育て政策課 TEL：023-630-2668

子育て費用の無償化等による子育て世帯の経済的負担の軽減

【内閣府 こども家庭庁 成育局】

【提案事項】 予算創設 予算拡充

人口減少が進む中、安心して子どもを産み育て、希望に応じて働くことができる環境を整備することは、極めて重要であり、女性の就業促進は、社会的に大きな経済効果をもたらすものであることから、経済的負担が大きい妊娠・出産や子育てへの支援の充実が必要である。

- (1) 不妊治療への保険適用によって自己負担が増えることのないよう、負担額の軽減を図ること
- (2) 保育料について、無償化されていない0～2歳児まで対象を拡大し、保育の完全無償化を実現すること
- (3) 高校生までの医療費を無償とする全国一律の制度を創設すること
- (4) 放課後児童クラブの利用料軽減制度を創設し財政支援を行うこと

【提案の背景・現状】

- 令和4年4月より特定不妊治療については自由診療から保険適用となったが、従来の補助制度に比べて、自己負担額が増えるケースが発生している。(山形県内においては、全体の3割程度)
- 「幼児教育・保育の無償化」については、現在、低年齢児が対象外となり、女性の就労継続の阻害要因となっている。
- 多くの自治体が独自に子どもの医療費助成を実施しているが、助成の内容は自治体により差が生じている。
- 放課後児童クラブについては、政府による利用者負担軽減制度がなく、多子世帯にとって大きな負担となっている。

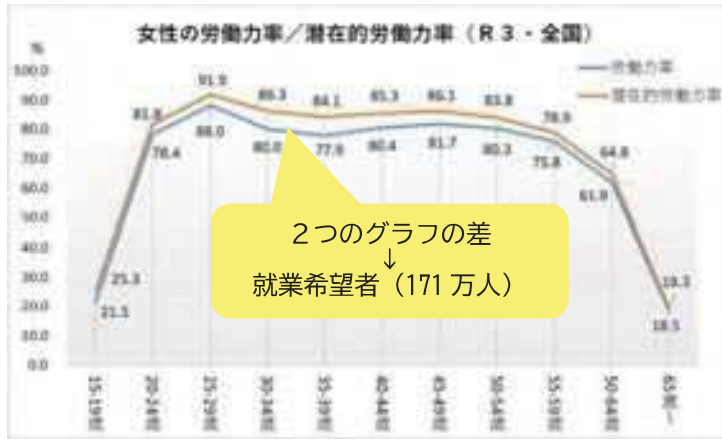
【山形県の取組み】

- 令和4年度から不妊治療に係る自己負担額の一部を県単独で助成している。
- 令和3年度から、市町村と連携して、0～2歳児の保育料無償化に向けた段階的負担軽減を実施している。
- こどもの医療費について、本県では全市町村が外来・入院ともに中学3年生まで無償化しており、県はこの制度の2分の1を補助(外来：小3まで、入院：中3まで)しているが、多くの市町村が対象を高3まで拡大している。
- 放課後児童クラブについては、兄弟姉妹で同時利用している世帯、低所得世帯(要保護・準要保護世帯)に対して、県独自に利用料軽減を行っている。

【解決すべき課題】

- 子育てのステージにおける経済的な負担に対し、全国一律の支援を強力に行うことで、子どもを持つことに対する子育て世代の不安感を払しょくする必要がある。
- 女性の労働力率と潜在的労働力率との間には開きがあり、就業希望者が就業できた場合、約4.3兆円(GDPの1%弱に相当)の経済的効果をもたらすという意味からも、保育等の環境整備を早急に進める必要がある。

女性の潜在的労働力率と就業した場合の経済的効果



潜在的労働力＝
労働力人口＋非労働力人口のうち就業希望者

仮に就業希望者が就業できた場合、
171万人×253.6万円（女性の平均賃金）
＝約4.3兆円
の経済的効果（雇用者報酬総額の増加）
が見込まれる。（GDPの1%弱に相当）

（出典）

2021年労働力調査（総務省統計局）、
2021年賃金構造基本統計調査（厚労省）

山形県独自の取組み

◆不妊治療（生殖補助医療）費助成

- 保険が適用される不妊治療に対し、従前の助成額（30万円）の3割に当たる9万円を県単独で助成
 - ①不妊治療のうち、採卵または胚移植を保険診療で行った者
⇒採卵1回につき5万円、胚移植1回につき4万円を助成
 - ②不妊治療のうち、男性不妊治療（精巣又は精巣上体から精子を採取する手術）を行った者
⇒手術1回につき9万円を助成

◆保育料無償化に向けた段階的負担軽減

- 0～2歳児の保育料について、国基準の「所得階層8区分」のうち、無償化されていない第3及び第4区分（推定年収470万円未満）の世帯の保育料の負担軽減を市町村と連携して実施

所得階層区分	推定年収	国基準利用料	0～2歳児	3～5歳児	
① 生活保護世帯	—	0円	全国一律で既に無償化	全国一律で既に無償化	
② 市町村民税非課税世帯	260万円未満	0円			
③ 市町村民税所得割	48,600円未満	330万円未満	19,500円		本県独自に負担軽減を実施（令和3年9月～）
④	97,000円未満	470万円未満	30,000円		
⑤	169,000円未満	640万円未満	44,500円		政府の動向等を踏まえて検討
⑥	301,000円未満	930万円未満	61,000円		
⑦	397,000円未満	1,130万円未満	80,000円		
⑧	397,000円以上	1,130万円以上	104,000円		

◆子ども医療費の無償化

- 県内全市町村が外来・入院ともに中学3年生まで無償化しており、県は経費の2分の1を補助（外来：小3まで、入院：中3まで）。対象を18歳までに拡大している市町村もあり、居住する自治体によって子ども医療に関するサービスが異なっている。

【県内市町村における子どもの医療費助成の実施状況（令和5年4月現在）】

助成対象		小学校3年生まで	小学校6年生まで	中学校3年生まで	18歳まで
入院	市町村	7市町村			28市町村
	県				
外来	市町村	8市町村			27市町村
	県				

◆放課後児童クラブ利用料軽減

- 低所得世帯に対する利用料を軽減 … 要保護世帯10,000円/月、準要保護世帯7,000円/月
- 多子世帯に対する利用料を軽減 … 2人目5,000円/月、3人目以降10,000円/月
（兄弟姉妹で同時利用している推計年収640万円未満の世帯）

山形県担当部署：しあわせ子育て応援部 しあわせ子育て政策課 TEL：023-630-2947

保育の充実と保育士の処遇改善に向けた施策等の拡充

【内閣府 こども家庭庁 成育局】

【提案事項】 **制度改正** **予算拡充**

保育所や認定こども園、放課後児童クラブなどは、学校と同様に子どもの成育に関わる重要な機能を担っており、保育の質の改善や、保育士等の処遇改善に向けた更なる取組みが必要なことから、

- (1) 保育士等の給与水準の抜本的な引上げを行うこと
- (2) 保育士の配置基準の改善を早期に実現するとともに、発達障害が疑われる「気になる子」を含めた障がい児の保育について、実態に見合った保育士配置に対する財政支援を拡充すること
- (3) 休日保育等のきめ細かな保育を行う保育所に対し、地域の実情に応じた財政支援を行うこと
- (4) 物価高騰の影響が保育所等の運営に及ぶことのないよう物価の動向等を踏まえた公定価格の設定を行うこと **新規**
- (5) 放課後児童支援員等の更なる処遇改善を行うこと **新規**

【提案の背景・現状】

- 保育士の給与水準が低いため、若手を中心に人材が他産業に流出している。
- 「こども・子育て政策の強化について（試案）」において1歳児と4・5歳児の配置基準の改善が示されたものの、実施時期が明らかになっていない。
- 発達障害が疑われる「気になる子」の受入れには支援制度が無い。
- 休日保育加算が低額のため、民間立保育所が事業を継続することが難しい。また、公立保育所は休日保育等地域の実情に応じた保育需要に応える役割を担っているが、支援制度が無い。
- 物価高騰により、食材購入費、光熱水費、除雪費など、あらゆる面で施設の運営コストが上昇している。
- 放課後児童支援員等は、その多くが年収250万円未満となっている。

【山形県の取組み】

- 保育士修学資金や潜在保育士への就職準備金の貸付、県外養成校における県内就職ガイダンスや学生へのインターン旅費補助等の支援を行い、保育士の県内就職を促している。
- 障がい児保育については、政府の補助対象とならない幼稚園の対象児二人未満の場合や認可外保育施設・児童館において保育を行う場合に、県単独の補助を行っている。

【解決すべき課題】

- 保育士等の離職を防ぎ、潜在保育士に復職してもらうためには、給与水準の更なる引上げ等の処遇向上に向けた施策が必要である。
- 安全で質の高い保育の実現には、保育士の配置基準の改善が必須である。
- 多様な保育需要に対応するためには、民間立保育所に対する教育・保育給付費や公立保育所に対する交付税措置の見直し、支援制度の創設が必要である。

<保育士の給与水準>

(単位：月額、円)

	全産業	保育士	差
全国	340,100	266,800	▲73,300
東京都	405,000	302,000	▲103,000
山形県	274,400	201,700	▲72,700

(出所) R4 賃金構造基本統計調査

○ 保育士の給与水準は他産業に比較して依然として低い。



<保育士の配置基準> (こども：保育士)

	配置基準	改善内容 ※1
0歳児	3：1以上	
1歳児	6：1以上	5：1以上
2歳児	6：1以上	
3歳児	15：1以上 ※2	
4・5歳児	30：1以上	25：1以上

※1 こども・子育て政策の強化について(試案)において示されている改善内容

※2 配置基準は20：1であるが、公定価格による職員配置加算(3歳児)で、実質的に15：1に改善済み。

<障がい児保育の実態>

- 交付税算定基準：障がい児2人に対し、加配保育士1名程度
- 保育の現場：22市町村で交付税算定基準を上回る保育士を配置

<休日保育に対する現制度>

	公立保育所	民間立保育所
財政措置	一般財源化(交付税措置)	公定価格に加算

※ 人材や財源の不足により、休日保育を行わないこととした民間立保育所もあり、公立保育所が休日保育等の地域の多様な保育ニーズに対応している。

<放課後児童支援員等の年収>

年収	割合	年収	割合
50万円未満	3.44%	250万円～300万円未満	7.86%
50万円～100万円未満	16.27%	300万円～350万円未満	4.14%
100万円～150万円未満	28.72%	350万円～400万円未満	1.59%
150万円～200万円未満	14.32%	400万円以上	2.98%
200万円～250万円未満	14.70%	無回答・回答無効	5.97%

→ 77.45%

(出所) R3 全国学童保育連絡協議会調査

山形県担当部署：しあわせ子育て応援部 子ども成育支援課 TEL：023-630-2117

困難を有する子どもや家庭等に対する支援の充実・強化

【内閣府 こども家庭庁 支援局 家庭福祉課】

【提案事項】 予算拡充

すべての子どもたちが安心して成長できる環境を確保するために、困難を有する子どもや家庭等に対する総合的な支援を充実・強化する必要があることから、

- (1) 社会経済の影響を強く受けやすいひとり親家庭の生活基盤を確保するため、養育費確保制度の創設や各種給付金の増額など支援を強化すること
- (2) 地域の実情に応じた子どもの貧困対策を推進できるよう、都道府県別に比較できる子どもの貧困にかかる統計データの提供を行うこと
- (3) 児童養護施設入所児童等が自立するために必要な運転免許取得や進学・就職活動等に対する財政支援の充実を図ること

【提案の背景・現状】

- 令和3年に本県が実施した新型コロナの影響調査では、ひとり親家庭が生活費や仕事等に不安を抱えていることが浮き彫りとなった。
- 子どもの貧困率やひとり親世帯の貧困率は、全国値が公表されているが、都道府県別の数値は算定されていないため、比較・分析ができない。
- 児童養護施設等の退所児童のうち約4割が、県外で就職・進学している。

【山形県の取組み】

- ひとり親の資格取得の支援を県単独で実施している。
- 本県の独自の調査の結果、子どもの貧困率は16.0%となっている。
- 社会経済の影響を強く受ける低所得のひとり親家庭に対し、食の面から支援するため県産米を提供した。
- 施設入所児童等の運転免許の取得や就職活動に県単独で助成している。

【解決すべき課題】

- ひとり親家庭の自立し安定した生活の確保や、子どもの貧困対策を推進するためにも、児童扶養手当の増額や養育費の確保など継続した支援が必要である。
- ひとり親家庭や子どもの貧困対策について、地域の実情に応じた支援施策を実施するためにも、都道府県別に比較できるデータが必要である。
- 就職先や進学先が遠方になる場合は、新生活を始めるまでに移動や引っ越しなどの費用が必要となるため、進学・就職準備費用支援の更なる拡充が必要である。

■ 養育費について

● 取決め状況【母子家庭】

状況	山形県 R1	全国 H28
取決めをしている	58.5	42.7
取決めをしていない	37.8	54.2

● 受給状況【母子家庭】

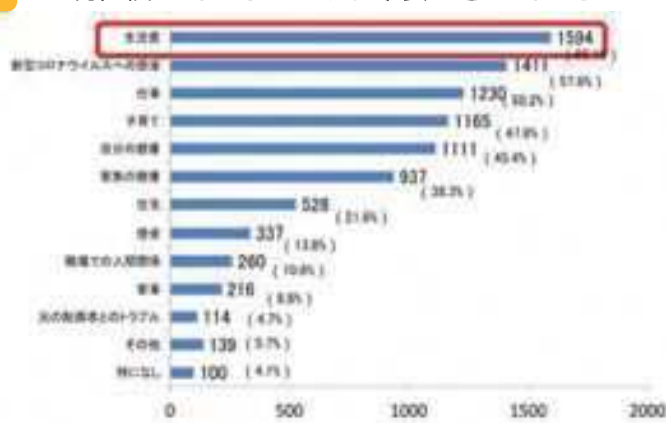
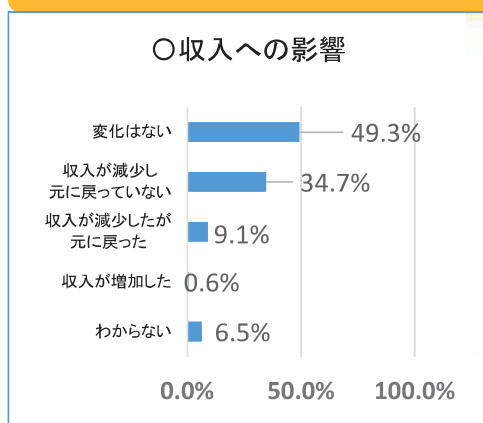
状況	山形県 R1	全国 H28
現在も受けている	35.5	24.3
受けていない	62.0	71.5

出典：山形県ひとり親家庭実態調査 令和元年 10 月

■ 新型コロナウイルス感染症によるひとり親家庭への影響

ひとり親は社会経済の影響を受けやすい！

○現在悩んでいることや、不安に思っていること



出典：山形県ひとり親家庭実態調査(新型コロナウイルスによる影響) 令和3年8月

■ 想定されるひとり親家庭の生活基盤強化策

- ① 児童扶養手当の増額
- ② 給付型の住居支援の創設
- ③ 養育費確保制度の創設
- ④ 母子父子寡婦福祉資金貸付制度の償還に係る減免制度の拡充
- ⑤ 就職に有利な資格取得支援強化
- ⑥ ピアサポーターの活動への支援
- ⑦ 子育て支援に係る家庭生活支援員の手当額（現行@900円/h）の引き上げ

■ ひとり親資格取得パッケージ支援のイメージ



国の助成制度に県独自に最大90,000円/月を上乗せ支援し、安定した就労と経済的自立を促進

■ 児童養護施設等退所者の進路

(H30-R3 就職・進学支度費特別基準該当者)

	就職	進学	計
合計	56人	14人	70人
県内	37人	5人	42人
県外	19人	9人	28人
東北	7人	3人	10人
関東	11人	3人	14人
中部・近畿	1人	3人	4人

退所後困ったこと（退所者の声）

- ・お金のやりくり
- ・引っ越し手続き全般
- ・健康管理（生活リズム）
- ・職場での人間関係 など

山形県担当部署：しあわせ子育て応援部 子ども家庭福祉課 TEL：023-630-2267・2259

未来を担うこども・若者に対する支援の充実

【内閣府 こども家庭庁 虐待防止対策課】

【提案事項】 予算拡充 制度創設

持続可能な社会の実現に向け、未来を担うこども・若者が、誰ひとり取り残されることなく社会で自立・活躍できる環境づくりが必要なことから、

- (1) こども・若者やその家族が、より生活に身近な場所で相談できるよう、基礎自治体に対し「子ども・若者総合相談センター」の設置促進に向けた財政的支援を行うこと
- (2) 様々な困難を有するこども・若者に対し、それぞれの成長や抱える困難に寄り添った切れ目のない支援を実施するための交付金創設など、地域の実情に応じて柔軟に活用できる十分な財源を確保すること **新規**

【提案の背景・現状】

- こども・若者からの幅広い相談に対する一時的な受け皿として、子ども・若者育成支援推進法において設置が努力義務とされている「子ども・若者総合相談センター」については、全国の地方公共団体では6.0%の設置にとどまっている。
- 近年のこども・若者を取り巻く環境は、複雑で多様化しており、困難を抱えるこども・若者とその家族からの相談件数は年々増加している。
- 相談者の低年齢化、長期化に加え複合的な問題を抱えるこども・若者の相談支援にあたっては、年齢や制度で区切ることのない柔軟な支援が求められる。

【山形県の取組み】

- NPO等と協働して、県内全域において設置運営する「子ども・若者総合相談センター」を令和5年度より2か所増設（6カ所⇒8カ所）し、こども・若者からの多様な相談支援ニーズへの対応を強化している。
- 本県の「子ども・若者総合相談センター」は相談支援に加え、居場所づくりや自立に向けた社会体験活動、家族を対象とした交流機会創出など行政や関係機関と連携しながら地域の実情に応じた支援を行っており、相談者（支援対象者）の社会参加に向けた支援機関として、大きな役割を果たしている。

【解決すべき課題】

- 相談件数が増加し、相談支援ニーズも多様化する中、相談窓口となる「子ども・若者総合相談センター」の生活に身近な市町村への設置を促進するため、人材確保や運営経費に係る支援が必要である。
- 社会参加に困難を有するこども・若者に関する支援においては、相談者（支援対象者）の低年齢化やニーズの多様化に配慮しながら、継続性・柔軟性など、個々のニーズに合わせた対応が求められるため、支援の担い手となるNPO等における人材の育成・確保や安定的な支援体制の構築など、地域の実情にあった支援が必要である。

■山形県子ども・若者総合相談センターにおける支援の状況

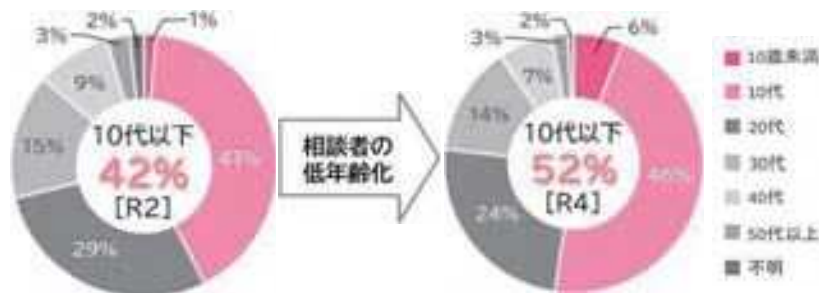
○主な支援内容

- ・相談窓口の開設、面接相談、出張相談等の実施
- ・多様な社会体験活動機会の提供
- ・困難を有する若者の居場所づくり
- ・家族を対象とした家族会等の交流機会の創出 等

相談件数等の推移

	令和2年度	令和3年度	令和4年度 (R4.4～12)
相談件数	3,607件	4,351件	3,142件
居場所利用人数	5,234人	5,572人	4,203人

相談者年齢別割合



山形県子ども・若者総合相談センター設置状況

()地域毎の設置数 ●増設



相談者の社会参加に向けた支援の進捗状況

※令和2年度に相談があった者の令和4年度時点での状況

- 相談者のうち 56.3%が社会参加に向け、支援内容をステップアップしている。また、全体の 23.2%が家族へのアプローチや居場所の提供といった支援から就労支援に移行している。
- 当事者の状況は不安定であり、支援内容もステップアップ、ステップダウンを繰り返すことが多く、長期的・継続的な支援が必要である。



<利用者の声>

- ・同じ境遇の仲間と出会い、スタッフに相談を聞いてもらうようになって生きることが実感するようになりました。
- ・家から出ることができずにいましたが、相談支援を通して人との関わり方を学び、自立に向けて自分にあった働き方を考えるようになりました。

■困難を有する若者等への支援策について

<社会参加に困難を有する若者の自立支援策として必要だと思うこと>



女性活躍に向けた総合的な施策展開

【内閣府 男女共同参画局 総務課、推進課】

【提案事項】 予算拡充 予算継続

人口減少に伴う社会活力の低下が懸念されることに加え、ポストコロナの新たな段階において女性も活躍できる環境づくりに向けて、実効性ある施策の展開が重要であることから、

- (1) 女性の賃金向上・正社員化を進め、男女間の格差解消と地方の大宗を占める中小企業等の女性活躍促進を加速すること
- (2) 無意識の思い込み(アンコンシャス・バイアス)の弊害を軽減するため、取組み事例集やガイドライン作成等、具体的対応策を講じること
- (3) 若年女性の地方定着・回帰策検討に向け地域の実情を踏まえ各都道府県の比較ができるよう各種既存統計の見直しを一層進めること
- (4) 「政治分野における男女共同参画推進法」の実効性ある取組みを強力に進め、女性の政策・方針決定過程への参画を加速すること
- (5) 地域女性活躍推進交付金による支援の拡充・継続を図ること

【提案の背景・現状】

- コロナ感染拡大時、女性の就業者数が男性に比べ大きく減少したこと等から、有事の際、非正規雇用労働者の割合が高い女性が雇用の調整弁となる可能性がある。
- 女性の管理職比率は2割以下にとどまるなど、女性活躍が進まない背景として、社会全体に残る固定的な性別役割分担意識や無意識の思い込みがある。
- 女性活躍に関する都道府県単位でのきめ細かい調査結果の公表・分析等がなされていない。
- 「ジェンダー・ギャップ指数 2022」が146カ国中116位と低迷し、特に経済分野が121位、政治分野が139位と、国際社会で大きく後れをとっている。
- 「クオータ制※」(世界では118カ国で導入済)などにより、政治分野における男女間格差の是正を進める諸外国との差が拡大している危機的な状況にある。

【山形県の取組み】

- 県独自の支援金により、女性非正規雇用労働者の賃金向上及び正社員化の取組みを進めている。
- 令和4年度に男女共同参画の視点を踏まえた広報を促進するためのリーフレットを作成し、アンコンシャス・バイアスに関する気づきを促している。
- 有識者による「女性活躍前進懇話会」を開催し、若年女性の定着・回帰に向けた地域社会の環境づくりや意識醸成を図っている。
- つながりサポート型を活用し相談機能強化やピアサポート等を実施している。

【解決すべき課題】

- 多様で柔軟な働き方など、女性も正社員で働き続けられる就労環境の整備や、女性管理職の登用拡大など、女性活躍の一層の推進が必要である。

※政党等の候補者数や議員数における男女の割合を一定に設定する制度(法的に割合を義務付けるものから、団体の自主的な努力目標とするものまで導入国により制度詳細はそれぞれ異なる)。

- 「家事・育児は女性がするもの」といった固定的な性別役割分担意識を解消するため、男性による育児休業を取得しやすい雇用環境の整備等を含めた、アンコンシヤス・バイアスへの理解を促す具体的な対応策が必要である。
- 地域の実情に応じた女性施策を展開していくための実態把握として、既存統計を性別・都道府県別等の単位でも把握・分析し、公開していく必要がある。
- 政策・方針決定に男女双方の意見を公平・公正に反映するため、女性も政治分野に参画しやすい環境整備が必要である。
- 地域における女性活躍の促進のため、また、困難や不安を抱える女性に対応するため、財政支援の拡充・継続が必要である。

■ 正規・非正規雇用労働者の状況

※会社などの役員を除く雇用者における割合

		正規の職員・従業員	非正規の職員・従業員
全国	男性	77.7%	22.3%
	女性	43.4%	56.6%
山形	男性	80.3%	19.7%
	女性	53.0%	47.0%

出典：総務省「平成29年就業構造基本調査」

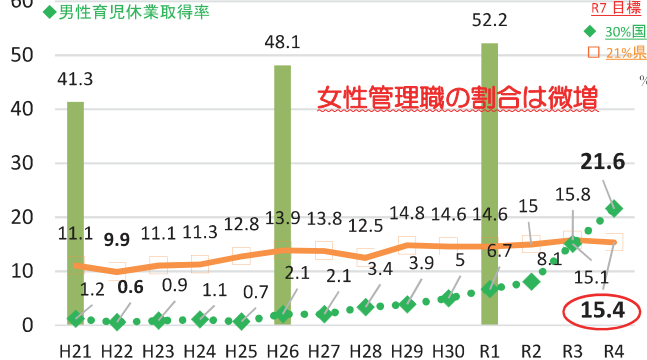
■ 男女間賃金格差

		一般労働者の賃金(月額)	平均年齢	平均勤続年数	男女間賃金格差
全国	男性	342,000円	44.5歳	13.7年	(男=100)
	女性	258,900円	42.3歳	9.8年	75.7
山形	男性	282,400円	45.2歳	14.4年	(男=100)
	女性	211,400円	43.6歳	11.5年	74.8

出典：厚生労働省「令和4年賃金構造基本統計調査」

■ 本県における女性管理職割合と男性育児休業取得率

- 男性は仕事、女性は家庭という性別による固定的な役割分担意識に反対の割合(男女計)
- 企業における女性管理職割合(課長相当以上)
- ◆ 男性育児休業取得率



出典：山形県労働条件実態調査、令和元年度ワーク・ライフ・バランス、男女共同参画及び女性活躍に関する県民意識・企業実態調査(山形県)

■ 性別役割分担意識

依然として性別役割の意識や慣習が根強い

性別役割分担意識(職場)(全国)

- 1位 育児期間中の女性は重要な仕事を担当すべきでない (男性 33.8%、女性 33.2%)
- 2位 組織のリーダーは男性の方が向いている (男性 26.1%、女性 20.9%)

出典：R4 性別による無意識の思い込み(アンコンシヤス・バイアス)に関する調査研究/内閣府

仕事や暮らしで女性が感じている違和感(山形県)

- 1位 女性への家庭責任の偏り(63%)
- 2位 狭いコミュニティによる息苦しさ(54%)
- 3位 「男性だからこうあるべき、これは女性の仕事」といった固定観念や慣習(52%)

R3 山形県の女性の暮らし方、働き方に関するアンケート調査/山形県

■ 政策・方針決定過程への女性の参画状況

項目	全国	山形	出典
国会議員	衆議院	10.0%	衆議院、参議院HP (R5.1.5現在)
	参議院	25.8%	
首長※1	都道府県知事	4.3%	※1 内閣府：女性の政治参画マップ 2022 (R3.12.31) ※2 総務省調べ (R3.12.31)
	市区町村長	2.3%	
地方議会	都道府県議会	11.8%	5.1%
議員※2	市区町村議会	15.4%	11.2%

■ ジェンダー・ギャップ指数

経済121位、政治139位と低迷



世界経済フォーラム公表データより引用作成

山形県担当部署：しあわせ子育て応援部 多様性・女性若者活躍課 TEL：023-630-2262
産業労働部 雇用・産業人材育成課 TEL：023-630-3117

多様性への理解促進と 誰もが安心して暮らし活躍できる社会づくりの推進

【内閣官房】 【内閣府】

【提案事項】 制度創設

少子化・人口減少が進む中で、今後も持続的に発展していくためには、年齢や性別、障がいの有無や国籍、性的指向・性自認などの違いにかかわらず、多様性が尊重され、誰もが、個性や能力を最大限発揮し、一人ひとりが幸福を実感できる社会の実現を図る事がますます重要になっている。

さらに、多様性を理解し、認め合い、受け入れ、支え合う、寛容性のある社会を実現することで、異なる考えや能力が相乗効果を生み、地域にイノベーションをもたらすことも期待される。

このことから、多様性が尊重され、誰もが生きづらさを抱えることなく安心して暮らせる社会の実現に向け、

- (1) 総合的に調整する所管府省庁を定めた上で、丁寧な議論を積み重ね、性的指向・性自認に関する多様性への配慮や環境整備に係るガイドラインを提示すること
- (2) 社会全体が性的指向・性自認をはじめとした多様性を尊重する環境づくりに資するよう、国民の意識啓発を促進すること

【提案の背景・現状】

- 近年、多様な性への理解を拓げるためのパレードが全国で開催され、本県においても令和4年10月に初めて「やまがたカラフルパレード」が行われ、報道によれば全国から約170名が参加した。また、性的マイノリティへの支援を求め活動する団体が発足するなど、多様性への関心が高まっている。
- 令和5年4月には、酒田市で県内初のパートナーシップ宣誓制度を導入した。
- 民間団体の調査によれば、性の区分が男女のみとされていることで、社会生活上の様々な制約が生じ、不安や悩みを抱える方や、性的マイノリティであるがゆえに、偏見や誤解などにより深く傷つき、生きづらさを感じている人々がおり、配慮や環境の整備が求められている。

【山形県の取組み】

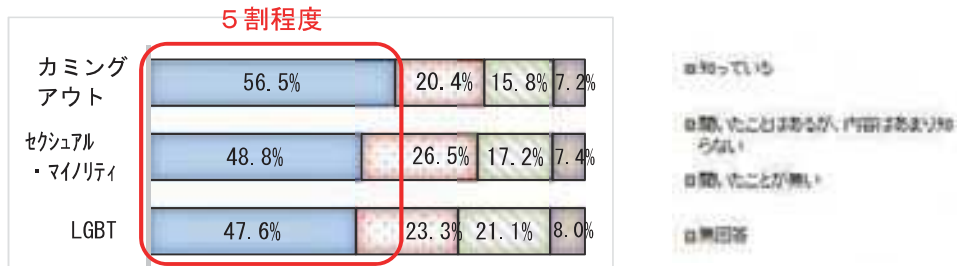
- パートナーシップ制度の導入や多様性に係る今後の県の取組に関する検討を行うため、有識者及び当事者団体との意見交換を実施する。
- 自治体職員や県民に向けて、性的マイノリティを含む多様性に関する理解の促進を図るためのセミナーを開催する。

【解決すべき課題】

- 性別や婚姻などは国民全体の問題であることから、国民的な議論と政府による丁寧な説明が求められている。自治体が、性的マイノリティへの支援等に取り組んでいくため、政府は所管府省庁を定め、必要な法整備や環境整備等へのガイドラインを示す必要がある。
- 社会の理解が十分に進んでいないことが、性的マイノリティへの差別や偏見の原因となっていることから、国民の理解を深めていくことが必要である。

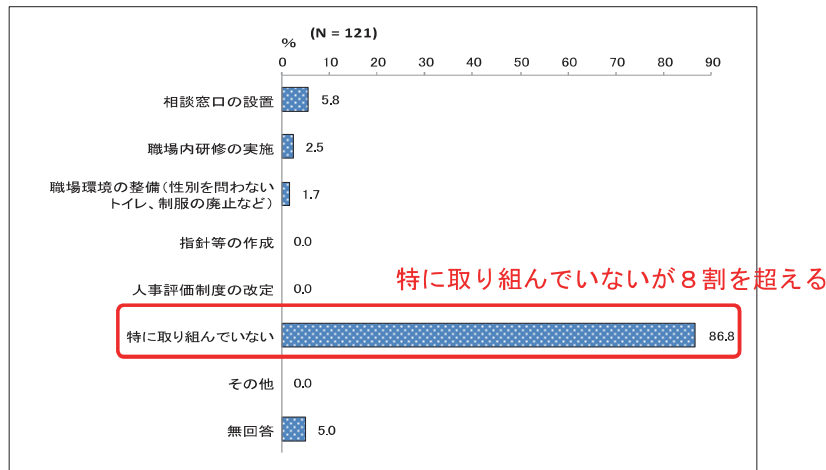
◎令和元年度「ワーク・ライフ・バランス、男女共同参画及び女性活躍に関する県民意識・企業実態調査（山形県）」から

【性の多様性に関する用語の知識について】



本県は基本的な知識を身につける取組みを進めている段階にある

【企業における性的マイノリティへの配慮として取り組んでいること】



【性的マイノリティに対する支援等について必要なもの】

